

令和5年第4回

太子町議会定例会会議録

開会 令和5年12月1日

閉会 令和5年12月20日

太子町議会

令和5年 第4回太子町議会定例会会議録目次

第1日（12月1日）

開会宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期決定の件	4
諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会）	5
議案第36号 地域公共交通運行車両購入契約締結の件（町長提出議案）	7
議案第37号 太子町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び 廃止に関する協議について（町長提出議案）	8
議案第38号 太子町健康づくり推進条例制定の件（町長提出議案）	9
議案第39号 太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 中改正の件（町長提出議案）	9
議案第40号 太子町コミュニティバス運行に関する条例中改正の件（町長 提出議案）	9
議案第41号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（町長提出議 案）	9
議案第42号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第9号）（町長提出議 案）	10
議案第43号 令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） （町長提出議案）	10
議案第44号 令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町 長提出議案）	10
議案第45号 令和5年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）（町 長提出議案）	10
散 会	13

第2日（12月18日）

開 議	17
-----	----

一般質問	17
議案第47号 太子町手数料徴収条例中改正の件（町長提出議案）	61
議案第49号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第10号）（町長提出議案）	61
散 会	62

第3日（12月20日）

開 議	66
議員提出議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件（議員提出議案）	66
議案第37号 太子町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議について（総務まちづくり常任委員長報告）	70
議案第38号 太子町健康づくり推進条例制定の件（福祉文教常任委員長報告）	70
議案第39号 太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	70
議案第40号 太子町コミュニティバス運行に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	70
議案第41号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	70
議案第42号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第9号）（予算常任委員長報告）	70
議案第43号 令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（福祉文教常任委員長報告）	70
議案第44号 令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）	70
議案第45号 令和5年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）（総務まちづくり常任委員長報告）	70

議案第47号	太子町手数料徴収条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	70
議案第49号	令和5年度太子町一般会計補正予算（第10号）（予算常任委員長報告）	70
議案第46号	太子町立公民館解体撤去工事変更請負契約締結の件（町長提出議案）	84
議案第48号	太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例中改正の件（町長提出議案）	85
議案第50号	太子町教育委員会委員の任命について同意を求める件（町長提出議案）	87
選挙第4号	大阪南消防組合議会議員の選挙	88
	閉会中の継続審査の申し出について	89
	閉会	92

【第 1 日】

令和5年 第4回太子町議会定例会会議録

令和5年12月1日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（9名）

1番	斧田秀明君	7番	辻本博之君
3番	西田いく子君	8番	辻本馨君
4番	藤井千代美君	9番	中村直幸君
5番	森田忠彦君	10番	山田強君
6番	村井浩二君		

◎欠席議員（1名）

2番 建石良明君

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	田中信幸君
副町長	齋藤健吾君	住民人権課長	木村厚江君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	鳥取勝憲君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	小路展裕君
まちづくり推進部長	村上正規君	環境農林課長	木下明紀君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	川久保みのり君
教育次長	池田貴則君	福祉介護課長	辻本知也君
秘書政策課長	西本武史君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
企画担当課長	小泉大吾君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	小南考弘君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	東條信也君

◎議会事務局

事務局長 正野正 書記 木下雄平

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会）
- 日程第4 議案第36号 地域公共交通運行車両購入契約締結の件（町長提出議案）
- 日程第5 議案第37号 太子町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議について（町長提出議案）
- 日程第6 議案第38号 太子町健康づくり推進条例制定の件（町長提出議案）
- 日程第7 議案第39号 太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第8 議案第40号 太子町コミュニティバス運行に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第9 議案第41号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第10 議案第42号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第9号）（町長提出議案）
- 日程第11 議案第43号 令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（町長提出議案）
- 日程第12 議案第44号 令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第13 議案第45号 令和5年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）（町長提出議案）

○議長（山田 強君） 皆さん、おはようございます。

本日、第4回定例会が招集されました。皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会に当たり、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 皆さん、おはようございます。

本日、定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

令和5年第4回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症関連についてでございますが、万葉ホールにて実施してまいりました新型コロナワクチンの集団接種が11月4日で終了いたしました。令和3年5月から始まった集団接種ですが、これまでご協力いただきました議員の皆様をはじめ、関係者の方々に対し、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。

また、この秋は、竹内街道灯路祭り、町民文化祭、ふれあいT A I S H Iなど、町を代表する秋のイベントを、住民や事業者の方々など多方面からのご協力の下、感染症対策の制限のない形で開催し、多くの方にご来場いただくことができました。今後も様々な分野においてアフターコロナの取組をしっかりと前に進め、コロナ前の姿を取り戻してまいりたいと考えております。

更に、ふれあいT A I S H Iでは、大阪・関西万博の開幕まで500日を迎えるのを前に、公式キャラクターミyakumiyakuも昨年に続いて駆けつけていただき、本町マスコットキャラクターたいしくんとコラボしたステージなども大いに盛り上がりを見せました。住民の皆様にとっても大阪・関西万博をより身近に感じていただける機会となったのではと思っております。大阪・関西万博の開幕に向け、今後も住民や事業者の皆様と連携し、本町ができる機運醸成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域公共交通についてでございます。今月21日からの近鉄バス及び本町のコミュニティバスの運行開始に伴い、これまでの路線、ダイヤ、料金など様々な点が変更となります。住民の皆様に対しては、広報たいし12月号に新しい時刻表を折り込み、乗り間違い等のないよう注意を呼びかけております。更に今後も、町公式ホームページやLINEによる情報発信に加え、デジタルサイネージや太子TVにおける説明動画の放映など、多様な広報ツールを活用した分かりやすい説明に努めてまいります。

なお、全国的に深刻化するバス運転手不足など、公共交通を取り巻く課題は深刻さを増しており、11月17日には、大阪府において、金剛バスの路線事業廃止エリアにおける自動運転バスの走行を実現させるため、新モビリティ導入検討プロジェクトチームが設置されております。金剛自動車の路線バス事業廃止の大きな要因となった運転手不足については、本町及び4市町村の地域交通活性化協議会においても引き続き大きな課題の1つでございます。本町といたしましては、持続可能な地域公共交通を実現すべく、関係者の皆様と連携を密にし、引き続き全力を挙げて取組を進めてまいりますので、議員の皆様をはじめ、住民の方々にも更なるご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会へ提出いたします案件でございますが、まず、事件案といたしまして、地域公共交通運行車両購入契約締結の件ほか1件、条例案といたしまして太子町健康づくり推進条例制定の件ほか3件、予算案といたしまして令和5年度太子町一般会計補正予算（第9号）ほか3件、以上合わせまして10件でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

（開会 午前 9時30分）

○議長（山田 強君） 本日は、建石議員より欠席届が提出されておりますが、会議の定足数は満たしておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和5年第4回太子町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、配布しておりますとおりでございます。

○議長（山田 強君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、村井議員、7番、辻本博之議員を指名いたします。

○議長（山田 強君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、11月22日に開催されました議会運営委員会で検討いただいた結果、会期は本日12月1日から20日までの20日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの20日間と決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、配布しておりますとおり、本日は、提出されました全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思っております。

ただし、日程第4、議案第36号につきましては、本日、全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、5日に総務まちづくり常任委員会を、6日に福祉文教常任委員会を、7日に予算常任委員会、福祉文教常任委員会をそれぞれ開催していただきます。なお、審議が残りましたら、8日、12日の予備日を充てていただきたいと思います。また、追加議案等がございましたら、14日に議会運営委員会と議員全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

18日に、一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りは、5日の正午までとさせていただきます。

20日に最終本会議を開催させていただき、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定です。

次に、諸般の報告ですが、本日は、監査の報告、南河内環境事業組合議会の報告の2件を予定しております。

また、本定例会までに受理いたしました陳情・要望書等につきましては、議員全員協議会でその取扱いを決めていただき、措置したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山田 強君） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しを配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

辻本（馨）議員。

○8番（辻本 馨君） 令和5年11月13日、第1回南河内環境事業組合議会臨時会が開催されました。つきましては、その内容のご報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から、委員会開催の結果報告として、正副委員長が選出され、委員長に富田林市選出の南齋哲平委員、副委員長に河南町選出の福田太郎委員が就任されたこと、提出議案、正副議長の改選、会期など、確認されたことの報告がございました。また、事務局から、第1清掃工場基幹的設備改良事業の進捗状況の説明に続き、清掃工場のダイオキシン類測定結果の報告がございました。

続きまして、本会議の提出案件につきまして順に申し上げますと、

1、監査報告第3号、例月出納検査の結果報告については、令和5年度の7月から9月分の検査結果の報告で、特に問題はなかったとのことでした。

2、許可第1号、組合議会議長の辞職許可については、河内長野市選出の堀川和彦議員の議長辞職が許可されました。なお、議長の辞職に伴い、3件の議案であります、議長選挙、副議長の辞職許可、副議長選挙が追加上程されました。

3、まず、選挙第2号、組合議会議長の選挙については、河内長野市選出の駄場中大介議員が議長に当選されました。

4、2件目は、許可第2号、組合議会副議長の辞職許可については、太子町選出の辻本馨議員の副議長辞職が許可されました。

5、3件目は、選挙第3号、組合議会副議長の選挙については、千早赤阪村選出の藤浦稔議員が副議長に当選されました。

以上が、追加上程の議案の内容でございます。

6、本議案に戻りまして、同意案第2号、南河内環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、識見を有する監査委員に大阪狭山市の北井末廣氏を、また、議会選出の監査委員には河内長野市選出の奥井良一議員を選任する提案があり、同意されました。

7、同意案第3号、南河内環境事業組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、組合公平委員会委員3名のうち、任期が満了となっております渡邊信昭氏を引き続き選任するもので、原案どおり同意されました。

以上、簡単でございますが、令和5年第1回南河内環境事業組合議会臨時会の報告とさせていただきます。

以上のとおりでございます。

○議長（山田 強君） 以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（山田 強君） 日程第4、議案第36号、地域公共交通運行車両購入契約締結の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） おはようございます。議案第36号、地域公共交通運行車両購入契約締結の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

この度、地域公共交通運行車両を購入するため、大阪日野自動車株式会社と契約金額5千131万3千120円で備品購入契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の2頁、参考資料をお開き願います。内容は、地域公共交通運行車両2台の購入でございます。契約の方法につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき契約の相手方が特定されることから、随意契約によるものとして11月10日に見積りを徴取し、5千131万3千120円で大阪日野自動車株式会社に決定いたしました。仮契約日は11月13日、納入期限は令和6年9月30日でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第36号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会付託を省略いたします。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第36号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号、地域公共交通運行車両購入契約締結の件は原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 日程第5、議案第37号、太子町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議について、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第37号、太子町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本町及び富田林市、河南町、千早赤阪村は、近年頻発する風水害や地震等の被害が大規模、甚大化していることから、更なる消防力の充実・強化や消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化に向け、名称を大阪南消防組合に変更する予定である現柏原羽曳野藤井寺消防組合へ加入することに伴い、地方自治法第252条の14第2項の規定により、本町と富田林市との間における消防事務の委託について、令和6年1月1日から3月31日までの間、太子町が新組合の運用を開始する準備行為ができるよう変更し、また、令和6年4月1日から消防事務の委託を廃止することについて協議を進めるため、地方自治法第252条の14第3項において準用する、同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第37号、太子町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関

する協議については、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第6、議案第38号から日程第9、議案第41号まで、これら4件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） おはようございます。議案第38号、太子町健康づくり推進条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、令和4年3月に策定いたしました計画、第4次健康太子21に基づき、住民の健康づくりに向けた取組を更に推進していくため、本計画の位置づけを明確にし、多様な主体の連携・協働はもとより、健康づくりの機運醸成を図り、住民一人ひとりの行動変容を促す施策の1つとして条例を制定するものでございます。

条例の主な内容としましては、健康づくりに関し、理念を定め、町の責務や府等との協力並びに住民、事業者及び関係団体の役割について定めるとともに、健康づくりの推進に関する施策の基本的な事項等を定めることにより、住民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって住民が健康で活力ある地域社会を実現するため、本条例を制定するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて、国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二が廃止されることから、所要の改正を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第40号、太子町コミュニティバス運行に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、令和5年12月20日をもって金剛自動車株式会社が運行する路線バス事業が廃止され、太子町地域公共交通の運行計画を変更することに伴い、令和5年12月21日からの本町コミュニティバスの運賃を改定するため、地域公共交通会議の承認をいただきましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、太子町コミュニティバスの運賃について、大人160円、180円、200円、それぞれ運行区間で金額を分けておりましたが、改正後は大人一律200円とするとともに、新たに定期券を導入し、大人、通学、子どもそれぞれに対し、1か月、3か月の料金を設定するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第41号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、本年8月7日に人事院が国会と内閣に対し国家公務員の給与改定等について勧告を行い、本町職員の給与につきましても、人事院勧告の趣旨を踏まえ、国に準じ、初任給や若年層に重点を置いた給料月額の改定、期末手当及び勤勉手当それぞれ0.05月分の引上げについて、職員組合との労使交渉が調いましたので、改正を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第38号、太子町健康づくり推進条例制定の件は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件、議案第40号、太子町コミュニティバス運行に関する条例中改正の件及び議案第41号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第10、議案第42号から日程第13、議案第45号まで、これら4件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第42号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第9号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ7千614万5千円を追加し、総額を65億3千147万9千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策のほか、三世代同居・近居支援補助に要する経費、障がい者に係る給付に要する経費、及び人事院勧告や人事異動などによる職員人件費の精査などについて予算措置を行っております。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置として、国・府支出金、ふるさと太子応援基金からの繰入金で予算措置を行うとともに、町債の減額補正を行い、財源調整として財政調整基金繰入金の増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第43号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ3千810万7千円を追加し、総額を15億3千595万8千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出では、当初見込みを上回る医療費の伸びに伴い、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増額を行っております。

一方、歳入につきましては、歳出の財源といたしまして、府補助金の増額を措置いたしております。また、夏と冬に実施しております集団健診の事業費精査に伴う債務負担行為の変更を計上いたしております。

続きまして、議案第44号、令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ484万円を追加し、総額を14億3千826万5千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、介護報酬改定等に伴う電算

システムの改修のために、電算機器・プログラム変更等委託料の増額を行っております。

歳入につきましては、システム改修の財源として、国庫支出金及び繰入金で措置いたしております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） おはようございます。議案第45号、令和5年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入及び支出にそれぞれ95万9千円を増額し、資本的収入に200万円、支出に187万9千円を増額するものでございます。本補正予算の内容でございますが、収益的収入95万9千円につきましては一般会計補助金を計上しております。収益的支出95万9千円につきましては、今年度中に建設される住宅の公共汚水枘設置工事請負費として95万9千円を増額しております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入につきましては、流域下水道事業債200万円を計上しております。

次に、資本的支出でございますが、流域下水道建設負担金187万9千円を増額するものでございます。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第42号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第9号）は、予算常任委員会に付託いたします。

議案第43号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第44号、令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議案第45号、令和5年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会といたします。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほどよろしく願います。

本日はご苦労さまでございました。

（午前10時02分 散会）

【第 2 日】

令和5年 第4回太子町議会定例会会議録

令和5年12月18日（月） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	辻本博之君
3番	西田いく子君	8番	辻本馨君
4番	藤井千代美君	9番	中村直幸君
5番	森田忠彦君	10番	山田強君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	田中信幸君
副町長	齋藤健吾君	住民人権課長	木村厚江君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	鳥取勝憲君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	小路展裕君
まちづくり推進部長	村上正規君	環境農林課長	木下明紀君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	川久保みのり君
教育次長	池田貴則君	福祉介護課長	辻本知也君
秘書政策課長	西本武史君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
企画担当課長	小泉大吾君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	小南考弘君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	東條信也君

◎議会事務局

事務局長 正野正 書記 木下雄平

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・住民が望む地域公共交通を……………西田いく子君
- ・「住民と共に歩む住民本位の町政」を進めていると考える
のか…………… 〃
- ・府道香芝太子線周辺について……………斧田秀明君
- ・地域公共交通の再編について……………建石良明君
- ・急傾斜地崩壊対策について……………村井浩二君
- ・太子町立小・中学校での不登校について……………辻本博之君
- ・太子町での自転車用ヘルメット購入補助について…………… 〃
- ・有機農業を推進し学校給食に活用を……………藤井千代美君
- ・ボール遊びができる公園に…………… 〃

日程第2 議案第47号 太子町手数料徴収条例中改正の件（町長提出議案）

日程第3 議案第49号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第10号）（町長提出議案）

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(山田 強君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、6名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず1番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

[3番 西田いく子君 登壇]

○3番(西田いく子君) おはようございます。通告に基づきまして、1問目、住民が望む地域公共交通をについて質問いたします。

9月11日に金剛バス全線廃止報道をテレビ、新聞で知ったとき、住民の皆さんは大層驚かれたと思いますが、私たち議員も知らされたのが9月8日で驚きでした。本当に衝撃的な出来事だったわけですが、金剛自動車のホームページには、「乗務員の人手不足、売上げの低下等、様々な要因もあり、12月20日をもってバス事業を廃止することを決定いたしました。21日以降の運行は、各市町村にて協議を依頼しております。21日以降の運行に関する情報は分かり次第随時お知らせします」と、バス事業廃止のお知らせが掲載されているだけです。

4市町村の首長に伝えられたのが5月19日、金剛自動車から正式な発表までは公表しないでほしいと口止めをされた中、職員間でも情報を共有できず、担当職員は本当に大変だったと思いますけれども、口止めが解除された今、経過を伝えるべきではないでしょうか。

私が、5月19日から9月11日に金剛自動車が正式発表するまでに何度話し合ったのかと質問いたしますと、20回ほどだと答えていただきました。資料を提出すると約束がありました。約20回の会議の日時、出席者、内容について教えてください。

同じように口止めをされていた富田林市では、令和5年第2回富田林市交通会議で、7月15日に近隣市町村との法定協議会設置に向けた検討についてと、既に（仮称）南河内地域公共交通会議規約（案）が議論されていました。自治体によって対応が違うのはなぜなのでしょう。

私たち議員は、住民も20回の会議で何が話し合われていたのか分かりませんが、マスコミのほうが詳しいようで、9月13日付の読売新聞オンライン記事には、金剛自動車は今年2月、事業継続のため府や4市町村に悪化し続ける経営状況を説明し、運営の補助金交付を要望、その後しばらく事態が動かず、4月には近畿運輸局に対し11月での廃業を相談したという。5月以降、4市町村の担当者と事業継続に向けた話合いが始まり、6月には補助金交付を打診されたが、運転手確保や車両更新などの設備投資も考慮し、手後れだと判断。近畿運輸局に対して、改めて12月21日以降はバス事業を廃止する方針を伝えたというとの情報がありました。

9月11日発表に至るまでの動きを、私たち議員も住民も聞かせてもらっていません。マスコミ報道だけでなく、改めてここに至った過去の経過について逐一説明を求めます。

私は、太子町地域公共交通会議の委員なのですが、今年度は2024年度からの地域公共交通計画という新しい計画を策定しなければならない年だということで、公共交通会議は6月実施予定でした。ところが、延期に次ぐ延期でようやく会議が開かれたのが9月19日。猪井会長は、町長が非常事態と話をしていたとおり、この現状は、医療に例えると大事故に遭って大けがをして大出血をしている状態だから、今必要なことは命を助ける手術をすることであると、限られた時間の中で決められなければならないことを強調いたしました。

しかし、そうであったとしても、4市町村の協議会と太子町の公共交通会議とを同時並行で議論することが必要だったと思うんです。特にコミュニティバスの運行はほかの3市町村の意見を求めるものではなく、太子町として考える公共交通です。だから、富田林市は富田林市として7月に交通会議を開いていたではありませんか。今年度は2024年度からの太子町地域公共交通計画を策定しなければならない年でもありますので、予定どおり公共交通会議を実施すべきだったのではないのでしょうか。

本当に、住民の方に太子町は情報を発信していません。11月、広報たいしの21頁で知らされただけ。万博のチケットよりよほど太子町の住民にとって、公共交通がどうなるかのほうが関心があるでしょうに、ようやく12月広報でトップ記事になりました。町長直通便には住民の声が届いているようですが、町としてどう思っているのか。不便になるのか、これまでどおり利用できるのか、これでは使えなくなるのではないかなど、住民の声を今すぐにでも聞くことはできるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。町長は、今日まで住民の意見を聞くつもりは一切なかったということなののでしょうか。また、金剛バスの姿を見ることができるとあと4日だけとなった現在も、住民の声を聞く予定はないのでしょうか。お答えください。

4市町村の職員が、限られた時間の中で大変な思いをしたことは分かっています。4市町村の担当部署は残業続きで、連日のように遅くまで明かりがついていたと聞いております。しかし、金剛バス路線全線廃止の報道から一番驚き、一番困っているのは住民ではないのでしょうか。元々高齢者のお出かけ支援から始まった太子町の公共交通です。真っ先にそのお出かけ支援を廃止することを、一体誰が決めたのでしょうか。時間が無いと言いながら、住民サービス切捨てを考える時間はあったということなののでしょうか。公共交通会議で、委員から、この補助制度はやめておきましょう、こういった発言があったのではありません。町の側から一方的に提示されたものです。

今回の金剛バス全路線廃止で一番被害を受けるのは住民です。車に乗ることができない交通弱者ではありませんか。せめて年度末まで無料運行ぐらいできないものではないのでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（山田 強君） 副町長。

○副町長（齋藤健吾君） 地域公共交通に関するご質問について、私のほうから答弁申し上げます。

金剛自動車株式会社の路線バス事業の廃止につきましては、本町にとってもまさに青天の霹靂の出来事でした。5月に初めて事業廃止の方針について説明を受けて以降、情報が広がることで運転士の離職が相次ぎ、運行面で混乱を招くおそれもあることから非公表という要請の中、地域公共交通の維持に向け、迅速かつ慎重な対応が求められました。

改めてこれまでの対応経過を説明いたしますと、5月に金剛自動車から事業廃止方針

の説明を受けたときには既にその意思は固く、その後、4市町村と金剛自動車で会議の場を設け、補助支援や路線縮小での運行継続の要望を行いました。事業継続は不可能との回答でした。このため、金剛バスが運行する地域である富田林市、河南町、千早赤阪村及び本町の4市町村が共同で大阪府、近畿運輸局に助言を受けながら、路線維持に向けた検討を重ねてまいりました。

具体的には、バス事業の現状確認や金剛バスの利用状況調査の実施、金剛バス廃止後の対応を協議する広域協議会設置の検討、新たな路線を4市町村が連携して運行する場合に必要な手続き、その他活用可能な国の補助制度などについて検討を行いました。

一方、本町の地域公共交通会議につきましては、次年度からの交通計画を検討するため当初6月に開催を予定しておりましたが、検討内容の大幅な変更が余儀なくされることから、日程等の延期を行いました。

9月11日の同社による事業廃止公表後、速やかに第1回本町地域公共交通会議を開催し、これまでの経緯を説明いたしました。その中で4市町村合同の協議会を設置し協議を進めていたいただくことの下承を経て、以降、複数回にわたり町地域公共交通会議、4市町村地域公共交通活性化協議会が開催され、代替交通の確保に向けた議論が進められました。国への手続き等を考慮すると2か月余りしかなく、限られた時間ではありましたが、公共交通会議各委員で精力的に議論を進めていただき、運行計画を取りまとめでいただきました。

なお、住民の声を聞いていないというご指摘につきましては、公共交通会議は区長会をはじめとする地域の住民の皆様で構成されている団体や、議会から選出された代表などで構成されており、その点において住民の皆様にも検討に参画いただき、取りまとめでいただいたものと捉えています。

12月21日より新たな地域公共交通体系に変わることから、これまで利用促進策として実施してきました太子町コミュニティバス等お出かけ支援事業及び太子町コミュニティバス等乗り継ぎ利用者運賃補助事業につきましては、地域公共交通会議での協議の結果、一旦終了することになります。今後、町地域公共交通会議において運行状況や利用状況を鑑みながら、福祉の観点も含め幅広い観点から、持続可能な公共交通の実現に向けた利用促進策が検討されるものと考えております。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） この質問をするに当たって、いろいろ細かなことの数字とかを

伺っております。それは一切、これはおっしゃっていませんでしたので、足りない分はこちらから言わせていただきますね。

本当に不安に思って困っているのは住民です。特に利用している高齢者の方々です。公共交通を考えると、誰が必要としているか、このことを深く掘り下げて考えてほしいと思います。

回数はおっしゃらなかったと思うんですけども、19回打合せをしているとのことなんです。各市町村における路線バスの現状確認と今後の対応についての検討は6月上旬に、6月中に4回新たな地域公共交通の在り方についての検討、これを終えています。太子町が残してほしい路線が、現在の太子循環線、21日からの喜志循環線だけに決まったのはいつなのでしょう。打合せで決まった時点にでも、太子町地域公共交通会議でアンケートを採り、太子町のコミュニティバスをどう走らせてほしいのか。バスなのか、ワゴン車なのか、デマンドタクシーなのか、こういった交通手段が太子町に合っているのか、金剛バス路線全線廃止を伏せていたとしても、住民の声を聞くことは可能だったと思います。

本当に忙しかったのは重々分かっていますけれども、忙しいからといって住民の声を聞かずに良い公共交通ができるはずはありません。誰のための公共交通なのか、改めてしっかり考えていただきたいと思います。

21日から走らせる近鉄バス、コミュニティバスにお困りのことはありませんか、これだけでもいいではありませんか。アンケートを採ってみてはいかがでしょう。バスにアンケート用紙を置くとか、LINE発信をしておりますから、LINEで定期券の販売方法を載せるのと同時にアンケートを採るとか、幾らでも工夫できるのではないのでしょうか。今からでも住民に説明し、住民の声を聞くつもりはないのでしょうか。改めて答弁をお願いいたします。

一体無料で走らせて、どれほど太子町の財政に影響するのでしょうか。常任委員会でも年度末まで、また、12月いっぱいだけでも無料で走らせてはいかがですかとお尋ねしましたが、そのときも、そういうことは考えていないという話だったんですが、でも、せめて、本当にせめて年度末までぐらい無料運行、これをやればいかがでしょう。補正予算では、ふるさと太子応援基金積立金、増額補正をするにもかかわらず、基金を運用するほどお金があるにもかかわらずです。

そこでお尋ねいたします。年度当初に予算化したお出かけ支援、乗り継ぎ割引券は今

日まで幾ら支出して幾ら残っているのでしょうか。印刷をしたと思うんです。このチケットはどれぐらいあるのでしょうか。現在の金剛バス、太子循環線以外の金剛バスとコミュニティバスの1日の乗車人数、1か月でも構いません、何人でしょうか。太子循環線で金剛バスは年間幾ら運賃収入があったのでしょうか。定期発行枚数は年間何枚でしょうか。更新忘れで返還しなければならなかった運賃、また改めてお尋ねしますけれども、幾らありましたか。そのうち乗客にお返しできた金額は幾らで、雑収入に幾ら入れました。この更新忘れによる国からの交付金、幾ら損をいたしましたか。出す心積もりがあったのに金剛自動車からキャンセルがあり、使わなかった金剛バスにICカードを導入するために出すつもりだった額は幾らでしたか。上ノ太子駅前の休憩所兼定期券販売所、この整備に、金剛自動車に出した補助金は幾らでしたか。12月20日で廃止になるのですから、この販売所は返してもらえるのでしょうか。現在どこが所有しているのでしょうか。21日からはどこが所有することになっているのでしょうか。

この休憩所兼定期券販売所ですが、金剛自動車はいつから使用開始しましたか。900万円近い額だったと思うのですけれども、火曜日の午前中は開けることになっていたかのように思います。大体12月20日まで何日使ったのか、数えるほどしか使っていないように思います。そう考えると、太子町は随分気前が良いように思うのですけれども、だけど、住民には大層厳しい。コミュニティバス料金を一気に200円に引き上げたばかりか、お出かけ支援、乗り継ぎ割引券も、非常事態だ、時間がないと言いながら、わざわざ廃止をいたしました。住民には負担を願う、これはおかしいと思いませんか。

定時定点のバス運行は、人が乗っていようとまいと走るものです。どうせ走らせるのであれば、多くの住民に乗ってもらう方策を考えるのが町の務めではないのでしょうか。2020年の6月、公共交通が始動したときにも多くの混乱がありました。今回も21日からの混乱が予想されます。

再度お尋ねいたします。年末が無理だというのならば12月いっぱい、これでも無理だということでしょうか。12月21日から31日までですから、たった11日間です。住民に対して何の説明もなく、何の意見も聞かずに進めて悪かった、迷惑をかけたとはお思いにならないのでしょうか。町長にはコミュニティバスを無料で走らせる思いもなく、太子町にはそのための財源すらないということでしょうか。

大阪府からはライドシェア、自動運転などの話が聞こえてきますけれども、万博のレガシーですか、そんな先の話ではなく、太子町で今、生活をしている住民の移動手段を

どうするかの話をお府はしていただきたいと思ひますし、相談するならばそのことを太子町は言ひていただきたいと思ひます。

町長は、公共交通を生活していくための権利の問題として捉えているのでしょうか。いろいろ提案をし、意見を言ひましても、「まずはこれから修正」とおっしゃっておられますけれども、「まずは」とは何を指しておっしゃっているのでしょうか。21日から先、いつからでも不具合があれば変更する、この予定でいらっしゃるのでしょうか。

結局、地域公共交通計画はどうなるのでしょうか。このまま住民の声を聞かずに計画をつくるおつもりでしょうか。差し当たっての急ぎの仕事はなくなったと思ひのですけれども、太子町地域公共交通会議を今年度いつ開催し、あと何回予定しているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 副町長。

○副町長（齋藤健吾君） 地域公共交通に関する再度のご質問についてお答え申し上げます。

まず、ご質問の本町コミュニティバス、金剛バス運行に関する補助制度利用状況等に関するご質問につきましてでございますが、令和5年度のお出かけ支援事業補助金は313万6千円、乗換え運賃補助金は18万5千円であり、11月30日現在でそれぞれ203万5千100円、9万7千440円の支出で、残金は110万900円、8万7千560円であり、印刷したチケットは約9千枚となっております。

乗車人数は、昨年度の年間乗車人数の平均値になりますが、1か月当たり金剛バスが5路線で約1万5千600人、本町コミュニティバスが約700人です。また、金剛バスの年間の運賃収入と定期券発行枚数は、令和4年度の喜志循環線で約1千600万円、約600枚と聞いております。

次に、金剛自動車に対する町からの支援内容に関するご質問でございますが、令和4年度では燃料価格高騰に対する補助金のほか、上ノ太子駅前の運転手休憩所兼定期券販売所への整備補助として826万1千円を支出いたしました。なお、上ノ太子駅前の休憩所につきましては、今後も当面町コミュニティバスの運転手の休憩所として利用されます。一方で、路線バスICカードシステム整備事業補助金656万1千円につきましては、同社からの申し出により実施せず、これについては既にご説明させていただいたとおりでございます。

自家用有償旅客運送事業の登録期間外での有償運行事案につきましては、今年の8月

に開催された議員全員協議会でご説明申し上げましたとおり、有償運行開始前の登録期間外の約3か月半の間に支払われた運賃は計8万3千750円です。その間にコミュニティバスを利用し運賃を支払われた人を対象に、運賃相当額を補助する制度を創設し、申請のあった9人の方に計1万9千960円を支出いたしました。

それから、自動運転バスに関してでございますけれども、大阪府においてプロジェクトチームが立ち上がり、導入に向けた検討が開始されたと聞いております。本町においてもその動向を注視しております。

また、ライドシェアにつきましては、国や大阪府において新たな移動手段として制度検討の議論が進められているものと認識しております。

12月21日からは新たな公共交通が始まりますが、引き続き運行状況や利用状況を見極めながら検証を行い、今後の予定としましては、再編された運行体系を踏まえた公共交通計画を策定してまいります。検討課題の整理が整い次第、町の地域公共交通会議を開催いただき、アンケートにつきましては、その実施や手法なども含め交通会議の中で検討されるものと考えております。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 今おっしゃっていただきました2022年度の数字で、金剛バスとコミュニティバスを合わせると1か月平均1万6千300人。通勤通学で600人の方が定期を持っていたとのこと。21日からの運行で乗客数が減ることがないようにしなければならないと思いますけれども、そのためには、住民の利便性の向上が求められるのではないのでしょうか。では、どうすれば多くの住民の方が利用しようとなるのか、考えなければなりません。

太子町にはお金がないわけではありません。誰に、何に使うかが問われています。ICカードを導入予定だったけれども、金剛自動車がキャンセルしたために減額補正した額656万1千円。報道では白江社長が、2009年度から赤字に転落してから経営が苦しくなったとおっしゃっていました。そんな中での事業者負担のあるICカード導入ができなかったのでしょうか、そうであるならば休憩所兼定期券販売所もキャンセルしてくれればよかったのではないのかと思うのです。火曜日だけ開ける、それも午前中だけだったように思うのですけれども、4月4日から12月19日まで、火曜日は38回。38日間使ったとして、建物の補助は826万1千円です。この額はどうか考えましょうか。

今年度、お出かけ支援、乗り継ぎ割引券、合わせて332万1千円の予算がついていますが、まだ12月、年度途中で118万8千460円残っています。印刷したチケットも9千枚あるとのこと。コミュニティバス使用に係る返還金ですが、6万3千790円が結局お返しできなかったわけで、雑収入に入れるそうです。

公共交通に関する中で考えただけでも、出すつもりがあったICカード整備への656万1千円や、お出かけ支援、乗り継ぎ割引券の残金118万8千460円、お返し願いたい駅前の建物で826万1千円、本来乗客に返すべき6万3千790円、12月いっぱいだけでも無料というのは遠慮しすぎかと思うぐらいの金額が積み上がります。今からでも間に合うと思いますので、生涯学習施設をお試し期間ということで無料の期間をつくったように、コミュニティバスでも無料の期間をつくり、利用促進につなげてはいかがでしょうか。

近畿運輸局にも、このお出かけ支援、乗り継ぎ割引券を作っているのかどうかお尋ねいたしましたら、料金は公共交通会議で決めることですが、太子町独自の補助制度や減免制度については町の施策として実施できるということ、このことは確認しております。ぜひ施策として取り組んでいただきたいと思います。何より料金をどう思うのか、バス停はどうするのか、バスの大きさは、時刻表はなど、住民の意見を聞く場を持つことを強く求めます。

先ほど公共交通会議でこれからアンケートを採るかどうかを考えるとおっしゃっておられました。そうであるならば、公共交通会議を年内に急ぎ開かなければいけないと思います。その心積もりがあるのか、そのことは聞きませんでしたけれども、ぜひ実施していただきますようお願いいたします。

公共交通が不便になって買物に行けない、病院に行けないとなったら命にも関わることです。交通、移動の権利は日本国憲法が保障した居住移転の自由、生存権、幸福追求権など、関連する人権を総合した新しい人権です。住民が安心して豊かな生活と人生を享受するためには、交通、移動の権利が保障され、行使できる環境を整えることが必要です。太子町にいつまでも住み続けられるよう、いつでもどこでも誰もが行きたいところに行ける公共交通の充実を求め、この質問を終わります。

続きまして2問目、田中町長は「住民と共に歩む住民本位の町政」を進めていると考えているのか、このことについて質問いたします。

2020年から始まった田中町政の最終年度、今、12月を迎えている中で、この4

年間の田中町長が初心を貫くことができたのか、これをお尋ねしたいと思います。

令和2年4月20日に、田中町長は、「私はまず、住民の皆様と対話し、住民との距離を縮めて住民と共に歩む行政を進めます。そして、役場内の透明化を進め、議会をはじめ議論を尽くしながら重要な施策の方向性を定めてまいります。また、職員がやる気を持って今以上の能力を発揮できる環境を整えつつ、一丸となり諸課題に取り組んでまいります」と就任の挨拶をしておられます。

その就任の挨拶とは裏腹に、就任と同時にストップした生涯学習センター建設、完成を前に突然受益者負担だと無料の公民館から貸館に変貌させました。非常事態だ、時間がないと言いながら公共交通の補助制度を廃止しようとしています。2021年度から始まった第8期の介護保険料は、これまでの太子町だったら残った基金は全額保険料に充当してきたのを改悪し、全額投入すれば基準額に据え置くことができたにもかかわらず値上げをし、全国1位の大阪府の中で府内10位の高い介護保険料にいたしました。問題は一切なかったと思っているのでしょうか。

私は、金剛バス廃止による公共交通の在り方、今回の人勧の問題、南河内地域2町1村未来協議会など、住民や議会との十分な議論がない中で進められてきたのではないかと考えているのですけれども、田中町長自身は、挨拶にある住民と共に歩む行政、役場内の透明化、議会をはじめ議論を尽くしながら重要な施策の方向性を定める、職員がやる気を持って今以上の能力を発揮できる環境を整えつつ、一丸となり諸課題に取り組みたい、こう考えていたことが達成できたと考えているのでしょうか。田中町長の答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 住民と共に歩む住民本位の町政の進め方について、私のほうからご答弁申し上げます。

質問にございました生涯学習センターの建設につきましては、田中町長の就任と同時に、指示の下、再検証をスタートさせましたが、新たな財源を確保するとともに、住民説明会の開催や様々な角度からの検討をスピード感を持って進め、当初の予定よりも早期のオープンを実現いたしました。また、利用料につきましては、施設の維持管理費用の一部や持続可能な充実したサービス提供のため必要な措置として、議会での十分な議論を経た上で設定させていただいているものであり、今後も引き続き公平かつ適正な価格でご利用いただけるよう努めてまいります。

また、令和5年度の人事院勧告に基づく議員報酬に係る対応につきましては、議員の皆様による検討が行われ、ご判断されたものと認識してございます。

次に、太子町コミュニティバス等のお出かけ支援事業等の補助制度の廃止、第8期介護保険料の決定及び南河内地域2町1村未来協議会についてのご質問でございますが、太子町コミュニティバス等お出かけ支援事業等の各種補助制度の廃止につきましては、12月21日からの新たな地域公共交通の開始に伴う対応として、金剛バスの路線廃止に伴い、今後、多額の経費が必要となることと併せて、議会や住民代表の方々を含め、交通、観光、福祉などの関係者にご参画いただいている太子町地域公共交通会議においてご議論いただき、ご了承をいただいているものでございます。

また、第8期介護保険料の決定につきましても、第8期太子町介護保険事業計画の策定に際し、住民アンケートを実施するとともに、計画案につきましては、保健、医療、福祉の各分野をはじめ、住民代表、NPO代表等幅広い関係者が参画する太子町介護保険事業計画等推進委員会において、意見交換及びご審議をいただいた上で決定させていただいております。

また、令和5年度に設立しました南河内地域2町1村未来協議会における取組につきましては、住民の方々にもご覧いただけるよう、町や大阪府の公式ホームページに議事概要や会議資料を公開するとともに、広報たいしに掲載し、広く情報発信を行っているところでございます。

このほかにも、昨年度には初となるタウンミーティングを実施し、広く住民の意見を聞くとともに、その実施結果につきましても議員全員協議会において議員の皆様にご報告し、情報を共有させていただくなど、常に住民の皆様、議員の皆様との対話や議論を重視しながら調整を進めさせていただいているところでございます。

次に、職員がやる気を持って今以上の能力を発揮できる環境に関するご質問でございますが、現在、令和3年度に全庁的に整備したチャットツールを活用し、職員が気軽に効率的にコミュニケーションや情報共有を行える環境を整えつつ、人事評価制度においては成果のみでなく、面談を通じて仕事への意欲や取り組む姿勢などプロセス面も評価することで、職員のモチベーションアップにつなげております。

その成果の1つとして、本年度、事業構想大学院大学と共に新たに実施している事業構想プロジェクト研究に、ダイードリンコ、江崎グリコ、島津製作所など、民間企業の職員と共に本町から3名の職員が率先して手を挙げ参加しているところであり、今後

も職員が意欲を持って働くことができる職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 町長がご挨拶したことに対する質問ですので、部長の答弁というのにはちょっと驚きですけども、町長の答弁を求めても町長がお出にならないことは太子町議会では多々ありますので、このまま進めさせていただきます。

人勧の問題ですけども、この人勧の問題は議会と話をした、議論したと言いますが、議会では3度太子町の町側から条例を提案するように求めましたけれども、聞く耳を持たず、その中で今回、議員のほうから提案という形になりました。それを議論を尽くしたというのは、ちょっと言い過ぎだと思います。

それと、何でも知らせているのは、ホームページ、広報たいし、そうおっしゃいますけれども、これはこういうことを言ったときにいつも言っているんですけども、ホームページを見られる方がどれだけいるのかということです。広報たいしですけども、重要諸課題がトップページにあるわけではありません。先ほども言いましたけれども、これだけ住民が、公共交通がどうなるのか、そのことが心配なときの表紙が万博のチケット前売りでしたっけ、それがトップ記事です。住民の意識とかけ離れた中で広報をしても、住民には伝わらないのではないのでしょうか。そういうところを改める必要がないとおっしゃるのでしょうか。

私は、そういうところに問題があって、住民が、太子町は今何をしているのか分からないという状況になっていると思いますし、職員にも十分やる気を持ってやっていただけるように環境をつくっていくとおっしゃいましたけれども、これはどこの自治体も多いと聞きますけれども、コロナ禍があって余計ですかね、職員の、それもこれからという職員の退職が相次いでいるではありませんか。そういう状況が問題ないとお考えなんではないですかね。問題意識を持って取り組まないと、太子町が町として成り立つのは、職員が住民サービス向上のために公務員としての仕事を全うする中で、住民サービスが豊かになっていくと思っているんです。その鍵である職員をないがしろにして、そんなつもりはないとおっしゃるんですけども、太子町が良くなるとは私は思えないんです。

いろんなことが、実績としては口に出されますけれども、多くのことはやはり反省しながら前に進めていかなければならないのではないかなと思っています。ですから、1

期目の4年、最後の12月、ここをどう考え、次期、分かりませんが、どう考えていくのかに反映していただきたいなと思って質問しているわけです。

町長も町長になる前は私たちと同じ町会議員でしたけれども、議会議員について改めて言うのもなんですけれども、総務省の地方議会・議員のあり方に関する研究会資料には、「議会は、住民自治の基盤である。合議制の住民代表機関として、地域の民主的な合意形成を進め、民意を集約して団体意思を決定するという重要な役割を有している」と書かれています。その思いで頑張っているところです。また、同じ資料に、「地方議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長と相互に牽制し合うことにより、地方自治の適切な運営を実現することとされている」、こう書かれてもいます。

私たちは、住民代表として住民の声を集め、住民の声を議会に届け、実現へと力を注いでいるわけです。ところが、あまりにも住民と共に歩む行政、議会をはじめ議論を尽くしながら重要な施策の方向性を定めることができているとは思えないのです。住民の声を聞いている地域公共交通会議でも、住民代表が入っているのではないかとおっしゃっていただけますけれども、確かにそうです。あの資料は当日に渡されて、そこから意見を言うなんていうのは本当に大変ですし、読み取ることも本当に難しいと思うんです。ですから、会議に出席されている職員はご存じかと思いますが、どれだけの方が、住民代表があつて意見を言えていますか。言えないではないですか、そういう考える間も与えずに、そこに座っているだけで住民代表がいて、伝えている、分かってもらっている、これも強弁だと思います。お考え直しをいただきたい。

特にこの南河内地域2町1村未来協議会の設置は、住民も議会もないがしろにするものです。これもホームページ、広報たいしにあると言いましたけれども、このホームページには、大阪府と太子町、河南町、千早赤阪村が共同で町村や地域の行政課題やその対応方策について検討を行い、南河内地域将来課題の対応方策の検討報告書を取りまとめ、現状の取組では限界があり、課題に対応し切れなくなるおそれがあるとの認識を共有し、2町1村がより連携し、共同で行財政改革や公民連携、更なる広域連携に取り組むとともに、選択肢の1つとして合併についての検討も深めると書かれてあります。

この地域の更なる発展、成長を目指すための選択肢に合併があるとおっしゃるのでしょうか。太子町の住民の方から、議会からも、選択肢に合併があるという、合併を望むような声を聞いたことは、私はありません。2020年の町長の公約にもなかったよう

に思いますけれども、町長は一体いつから合併を考えるようになったのでしょうか。

私は9月議会で、「合併も選択肢に入れた議論とは」と、この南河内地域2町1村未来協議会の意図についてお尋ねをいたしました。そのときも、政策総務部長からは、「将来世代に対する責任を果たすために、合併を選択肢に入れた議論も避けては通れません」との答弁がありました。3町村の動きと同時に、大阪府議会では、基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会が設置されています。どちらも合併が主眼となっています。この大阪府の基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会に、9月21日、田中町長は参考人として招致され発言をしています。ところが、9月の一般質問は25日に行われましたが、そのことには一言も触れませんでした。大阪府で意見を述べる前に、住民や議会、職員にどう説明したのでしょうか。25日に伝える機会があったにもかかわらず、一言も言いませんでした。今日に至るまで、この件について、参考人招致の場で何を話したのか聞いたことがありません。ぜひ何を言ってきたのか、教えていただきたいと思います。

将来的にせよ、合併を視野に入れているという話です。太子町がなくなるということではありませんか。これのどこが住民と共に歩む町政なのでしょう。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 本町における基礎自治機能の強化に向けた取組の経過につきましては、9月定例会における建石議員の一般質問に対する答弁で町長が申し上げられましたとおり、これまでも町村の将来のあり方に関する勉強会における、大阪府市町村局と南河内2町1村で、町村や地域の行政課題、その対応策の検討について、本年5月に報告書を取りまとめ、議員の皆様にご説明させていただくとともに、公表しているところでございます。

報告書の中では、今後、町の人口減少とともに高齢化の上昇、生産年齢人口の減少に伴い、重要な自主財源である個人住民税が大きく減少する一方、社会保障経費や物件費、公共施設の維持管理費が増加するものと分析しており、今年度においては、大阪府に加え、本町、河南町、千早赤阪村の町村長が参画する南河内地域2町1村未来協議会を新たに立ち上げ、共同で行財政改革や公民連携、更なる広域連携に取り組み、選択肢の1つとして合併についても検討を深め、地域の更なる発展と成長を目指しているところでございます。

9月21日に大阪府議会で行われた基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会における田中町長への意見聴取におきましても、これらの分析に基づく町の将来課題について説明を行うとともに、今後の対応につきまして、地域全体で課題認識や方向性を共有し、広域連携や合併を含めた議論を行い、本町の将来の在り方について検討を深めていく必要があるとの考えを改めて述べられたものでございます。

本町といたしましては、引き続き広く行政情報の共有を行いつつ、住民や議員の皆様との対話を進め、信頼関係の構築を図ってまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 人口が減って行政運営が苦しくなるのは、どこの自治体も一緒ではないでしょうか。別に日本という国が貧しいわけではありません。国のことを言う太子町と関係ないとよく言われますけれども、国の政治があって、大阪府の政治があって、太子町があると思うんです。お金の使い道が間違っているのであれば、国や府にしっかり物を言って太子町にお金を取ってきたらいいのではないのでしょうか。それをもっともっと多くの自治体が声を上げれば、国も府も動くのではないのでしょうか。

大阪府で言えば、お金がないわけではありません。万博にどれだけのお金を使うんですか。公共交通もそうですけれども、太子町がしんどいというのであれば、大阪府が口を出すだけではなく財政支援をするように、それこそ府と力を合わせてというならば、それを求めるのが太子町長の役目ではないのでしょうか。

これも答弁に立っていただけませんでしたけれども、一度言ったら答弁に立って、一度言えば済むという問題ではないと思うんです。議会終わりのときには、質問にあったことを真摯に受け止めて行政に反映してほしいと議長はいつもおっしゃいますけれども、そのためにも、真摯に質問にはこうやって答えていただきたいと思うんです。

基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会、この協議の議事概要が令和5年10月18日の中間発表とともにアップされておりました。町長自身が質問に答えているのですから、町長が答弁に立ってくださったら更に正確になると思いますけれども、残念です。議事録が未定稿で載っています。ですので、正式な議事録ではありませんとも触れられています。

町長は何を言ったのか。住民の生活圏は町制施行時より大きく広がっている。税金を効果的、効率的に使い、将来世代に対する責任を果たすには、合併も選択肢に入れた議論を行い、これからの時代にふさわしい行政の形にアップデートしていくことが必要。

これは要旨です。録画キャリアルか発言している姿も見ることができますけれども、要旨はこのようになっています。

質問で、南河内全体で地域活性化について取り組む考えがあるかと聞かれたら、町長は、「竹内街道などを利用した地域の活性化に取り組んでいるところ。特に観光資源については近隣の市町村と連携しながら取り組んでいきたい。また、観光分野に限らず様々な部門で連携をしているところ」と答えております。

専門人材の確保について、2町1村による共同採用は難しいのか。こう聞かれて、町長は、「小規模団体においては常時大規模な工事の発注があるわけではなく、採用後の育成に課題がある。数年に一度の大規模工事に備え、共通の職員の配置ができればありがたいと考える」と答えておられます。

行政規模について、どの程度がベストだと考えるのか。こう聞かれて、町長はこのことを考えていらっしゃるのですね、「個人的には、1町1村だけで合併しても、それほど大きな課題解決につながらず、中核市程度を目指すべきと考える」、こうおっしゃっておられます。預かっている税金を効率的に使うための有効な手段が市町村合併ではないかと考えると。

未来協議会の取組について、どの程度の手応えを感じているのか。この質問に対して、町長は、「平成の合併は頓挫したという経緯があり、合併は議論してはいけないような雰囲気があったが、今、議論できていることに一定の意味があるのではないかと」と答えておられます。

最後に、府として協力するために必要なことはあるかと聞かれて、「税金の効率的な使い方という点で、基礎自治体だけでなく府とも問題意識を共有できれば良いと考える」、意識だけ共有してもらえばいいと。本当に財政的にしんどいというのであれば、もっと財源の確保を求めるべきではないでしょうか。

太子町の将来を合併に託す町長でいいのか。住民も議会も職員もしっかり考える必要があると思います。中核市程度を目指すべき、この規模は分かりませんが、こう考えて預かっている税金を効率的に使うための有効な手段が市町村合併ではないか。こう考えておられる町長で、竹内街道を誇り、歴史を誇り、聖徳太子を誇る太子町の未来、太子町としての未来はあるのでしょうか。

中核市、何市になるか分かりませんが、何とか市、これはもう南河内郡太子町ではありません。改めて、合併を選択肢に入れた町長では住民が捨てられてしまいます。

町長は就任直後、私、これは、このご挨拶はそのときの気持ちだと思っているんです。よほど所信表明から取ろうと思ったんですけれども、この挨拶が素直に書かれていると思いましたし、町長の出身大学にも太子町の町長になった田中祐二氏ということで、この言葉がそっくり載っておりました。

住民と共に歩む行政を町長はできているのでしょうか。この道とは違った道を歩んでいるのではないかと指摘いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、西田議員の質問を終わります。

次に、2番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

〔1番 斧田秀明君 登壇〕

○1番（斧田秀明君） 議席番号1番、しなが会、斧田秀明でございます。通告に基づきまして、質問させていただきます。

今回は、府道香芝太子線周辺の土地についての質問でございます。理事者におかれましては、適正なご答弁をお願い申し上げます。

まず初めに、今回の質問の場所がどの辺りなのかを知っていただくために、少し周辺の状況を紹介いたします。10月1日から11月30日まで、休園なしで先日まで営業をされていまして上の太子観光みかん園と、近鉄南大阪線を挟んで向かい側に位置します。府道香芝太子線で屯鶴峯から奈良県に向かう際、右側に見える土地で、町道太子インター道路線から町道竹内春日線に接します。

府道沿いの土地は、南阪奈道路が整備されるまでは、山ノ谷川という川が流れる高低差のある土地で、夏場には蛍が飛ぶほどの自然豊かな土地でした。言い換えれば、土地の段差が大きく川も蛇行しており、変形した土地で使いにくいものでした。また、大雨が降ると水害になりやすい地形でもありました。

約二十数年前に、南阪奈道路の関連事業として地元の地権者が集まり、良質な高速道路の掘削発生土の処分地として、この土地が候補地として挙げられました。ただ、土を埋め立てるだけでは将来性があまりないということで、地権者が集まり、この地域の農地の区画整理を実施する土地改良事業の共同施工を実施され、現状のようになったと聞いております。

私は現在、太子町都市計画審議会委員にもなっており、令和3年11月16日の審議会で、提案基準26-2についての説明がありました。令和4年10月1日から施行さ

れました。

1 問目につきまして、太子町基準の提案基準 26-2 について、府道香芝太子線周辺でどのように変わっていく可能性があるのか、また、その後の状況などについて答弁願います。この地域の将来を見据え、新しい取組として効果が出ているのか教えてください。

続きまして、春日地区における大規模開発事業についてです。約二十数年前に南阪奈道路の開通に向けて流通系の企業誘致がされて、大規模開発が実現されるような話がありましたが、しばらくして聞かなくなりました。今年の初め頃、地元の役員も積極的に活動されていたように聞いておりましたが、最近はまだあまり聞かなくなっています。どのような状況になっているのか、答弁を求めます。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） おはようございます。府道香芝太子線周辺の提案基準 26-2 について、私のほうから答弁申し上げます。

府道香芝太子線・太子インター連絡線周辺は、南阪奈道路太子インターチェンジより 500メートルの範囲と交通の利便性も良いことから、本町第5次総合計画において、広域産業拠点として地域経済の活性化につながる産業の誘導に努める広域交流ゾーンとして位置づけられておりますが、田畑や荒れ地が多く遊休農地もあり、活性化につながる具体的な対策が進められておりません。

また、当該区域は、地区計画による企業進出が可能な市街化調整区域となっており、工場立地に関する相談はあるものの、地区計画における必要面積が5千平方メートル以上ということが要件となっており、思うように進まない状況となっていたところでございます。

このような状況を受けて、太子インターチェンジ周辺地域の府道香芝太子線沿道の土地利用について、企業誘致を促進するため工場の立地を目的とする基準を策定いたしました。基準の概要といたしまして、予定建築物の敷地面積を概ね500平方メートル以上5千平方メートル未満とし、地区計画の必要もなく、準工業地域で建築可能な危険性や環境負荷が少ない軽工業の工場立地が可能となりました。

施行後は、本町広報、ホームページによる周知をはじめ、富田林商工会にご協力をいただき、商工会会員様へのチラシの配布や大阪府商工労働部を通じ、積極的かつ継続的に周知を行っているところでございます。現在は、金属熱処理工場新築計画に対する事

前協議が1件、その他事前相談が1件と、一定の効果が出てきているものと考えております。

また、ご質問にございました春日地区における大規模開発事業についてでございますが、平成16年に開発許可を取得した以降、開発者により期間の更新を行い、いまだ許可は継続している状況ではございますが、着手には至っておりません。過去から事業の継承についての相談や協議もあり、今年度においても事業の継承に向け調整している業者と本町及び大阪府と協議を重ねておりましたが、現段階では進展がない状況でございます。

以上のように、府道香芝太子線沿道での企業誘致については、少しずつではありますが成果を見せ始めており、引き続き新たに産業を誘致することにより、雇用の創出、地域経済の活性化を図り、市街化調整区域の土地利用を有効に活用していく必要があると考えております。

○議長（山田 強君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） 答弁いただきました。府道香芝太子線周辺の提案基準26-2は、これまでは農地以外の土地利用しか考えられなかったものが、かなり幅広い用途での可能性が出てまいりました。徐々に企業からの事前協議などが出てきているということで、今後とも太子町としてセールスを進めていただければと思います。

また、春日地区における大規模開発事業につきましては、かなり厳しい状況であることは理解できましたが、この地域の最大のセールスポイントは、南阪奈道路を通じて全国につながっているというふうなことでございます。太子町を様々な形でPRし、行政としてサポートをお願いいたします。

それでは、続きまして、地域経済牽引事業計画についての質問です。町のホームページの企業誘致を検索しましたところ、地域未来投資促進法に基づく大阪府太子町基本計画という見出しが目に入りました。この法律はどのようなことを目指しているのでしょうか。そして、この事業が先ほどの質問の府道香芝太子線周辺との関わりがあるように聞いておりますが、どのような関係があるのでしょうか。

地域経済牽引事業に関する事業計画は、期間を令和5年3月24日から令和9年度末日までとされていますが、本計画が目指しているものや取組状況について答弁を求めます。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 地域未来投資促進法は、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域に高い経済効果をもたらす地域経済牽引事業を促進することを目的として制定された法律で、具体的には、対象区域や事業の目標、内容などを定め、市町村と都道府県が作成した基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業計画を都道府県知事が承認し、地域経済を牽引する事業者を国が集中的に支援することで、地域経済の新たな循環の実現を目指すものでございます。

本町におきましては、議員ご指摘のとおり、特に先ほど答弁を申し上げました府道香芝太子線周辺の提案基準26-2区域への企業誘致を後押しし、太子町全域の企業立地の有効活用に向けた取組の促進を図るとともに、大阪府と共に策定した太子町基本計画が令和5年3月24日に国の認定を受け、国、府及び町の広報紙やホームページなどで周知を図っているところです。

太子町基本計画におきましては、大阪府内でも有数の規模のブドウとミカンを中心とした果樹農業と、売上高等が町内で上位にある製造業を基幹産業に位置づけ、農産物と加工品の生産と販路が拡大しつつある現状や、そのブランディング及び6次産業化に向けた取組が広がり、本町と周辺の大消費地を結ぶ南阪奈道路の太子インターチェンジ周辺地区を中心とした企業立地の集積に向けた取組の進展を受けて、農林分野と成長ものづくり分野の産業を対象として支援を行い、高い付加価値の創出と地域経済の活性化を目指すこととしております。

主な支援といたしましては、研究開発や設備投資等に向けた国の予算による補助金や、税制支援として、建築や機械設備の導入に際して、法人税の特別償却や特別控除等の優遇措置、資金調達を円滑にするための金融支援があり、その効果につきましては、基幹産業の発展を通じた付加価値の増加及び売上げや雇用の拡大、地域経済の活性化や経済の好循環化、新財源の確保などが期待できるものと考えております。

現状におきましては、現在、新規事業の計画を進めている事業者に対して制度の周知を行っており、今後におきましても、制度の活用につながるよう一層働きかけを行い、事業の支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁いただきました。太子町の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域に高い経済効果をもたらすという、この地域経済牽引事業をぜひとも促進していただき、1問目の提案基準26-2区域への企業誘致を後押ししていただくよ

うお願いします。

それと、様々な形で府道香芝太子線周辺、南阪奈道路の太子インターチェンジ周辺地区をPRしていただき、まずは企業立地しやすい環境であったり、内容によれば税制支援の優遇措置や金融支援を受けることができるメリットがあることを、多くの人や企業に伝えていただきたいと思います。

今後とも、このような前向きな事業に取り組んでいただき、行政だけではなく私たちも共に太子町をセールスしてまいりたいと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、斧田議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

（午前10時39分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（山田 強君） それでは、再開いたします。

次に、3番目、建石議員の質問を許します。

建石議員。

〔2番 建石良明君 登壇〕

○2番（建石良明君） 大阪維新の会、建石良明です。通告に基づきまして、質問をいたします。

今回の質問は、地域公共交通の再編について。1、金剛バス廃止後の新たなバス運行について、2、持続可能な公共交通についてであります。先ほど西田議員が質問された同じテーマですが、私は今回、見方を変えて実質的な質問を行いたいと思います。

まず、金剛バス廃止後の新たなバス運行について伺います。何十年もの間、本町の住民の皆さんが通勤や通学、通院など、まさに日常生活に欠かせない移動手段として頼ってきた金剛バスが廃止されるとの突然の発表がなされました。利用客の減少、経営状況の悪化、運転手不足などの影響で12月20日をもって事業を廃止するというニュースは、本町や住民にとって衝撃的な出来事でありました。

発表されたのは9月11日です。それから約3か月後に廃止が迫るといふ、過去に例がないほどの非常にタイトな日程にもかかわらず、金剛バス沿線の4つの市町村、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村がまとまって4市町村地域公共交通活性化協議会を

立ち上げ、新たなバス運行の在り方について精力的な協議が重ねられてきました。また、本町においても、町の地域公共交通会議において、コミュニティバスを含めた形での新たなバスの運行の在り方について議論が重ねられてきました。その結果、広域の協議会と町の公共交通会議、それぞれで金剛バス廃止後の当面の新たなバス運行の内容が定められ、21日から運行が開始されることになりました。

そこで改めて確認しますが、新たに運行されるバスは、金剛バス路線と比べ主にどのような点が変更になるのでしょうか。また、住民の利便性という点で向上した点があれば教えてください。

これまで金剛バスという民間企業が支えてくれていた地域公共交通サービスを、今後は町をはじめ、地域の住民も含め地域全体で支えていかなければなりません。そこで重要になるのが、利用者をいかに確保するのかという点であります。現時点でどれくらいの利用者数を見込んでいるのでしょうか。そして、年間でどれくらいの行政負担が生じるのか、再編前に比べてどれくらい財政負担が増加する見込みがないかという点についても併せてお伺いいたします。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） 地域公共交通の再編について、私のほうからご答弁を申し上げます。

金剛バスに関しましては、鉄道駅とまちの中心部である役場ほか各地域をつなぐ基幹交通として、その役割を果たしてこられました。直近では、令和2年のコミュニティバスの運行開始と併せ、従前の2路線から新たに3路線を追加した計5路線を運行し、地域住民の日常生活に欠かせない移動手段として重要な役割を担ってきました。このうち喜志循環線は本町にとって基幹路線と捉えており、12月21日の再編後は近鉄バスが運行することとなります。一方、近鉄上ノ太子駅と町内各地区を結ぶ路線は、町のコミュニティバスの路線を再編、拡充し、引き続き住民の移動手段を確保してまいります。

今回のバス路線再編に際しましては、可能な限り現状の路線を維持すべく努めてまいりました。その結果、喜志循環線は6時台から20時台の1日15循環の運行で、従来の金剛バスと同水準を確保しております。町が運行するコミュニティバスについても2台での運行とし、上ノ太子駅への接続を充実させ、6時台から22時台までと夜間の時間帯を増便しております。昼間の時間帯でも商業施設が立地する太子西条地区と役場方面を結ぶ路線を新設し、買物時の利便性向上に努めております。

12月21日からは新たな地域公共交通として運行しますが、その利用者数は、喜志循環線では過年度の実績と同程度と推定すると年間約7万人。それに伴う本町の財政負担は、経常経費として約3千800万円を見込んでおります。一方、町のコミュニティバスに関しては、年間約3千900万円の経常経費を見込んでおり、合算しますと、概数となりますが、約8千万円に近い財政支出となり、現在のコミュニティバス運行経費と比べると6千万円を超える増額が予想されております。今後、補助金の確保や特別交付税措置が得られるよう努めてまいります。一定程度の財政支出は避けられないものと考えております。

そもそも今回の公共交通の再編につきましては、地域と鉄道の各駅をつなぐ公共交通がなくなってしまうというところからスタートしております。限られた時間の中で各方面と協議を重ねながら、何とか12月21日以降の公共交通の確保はできたのではないかとこのように思っております。まずはそういったところをしっかりと構築することが、住民にとって最大の住民サービスであるというふうに考えております。

○議長（山田 強君） 建石議員。

○2番（建石良明君） ただいまの答弁では、喜志駅へのアクセスに関しては近鉄バス、上ノ太子駅へのアクセスは町のコミュニティバスで補完されるとのこと。いずれも従前に比べて夜間の便の充実や買物利用など、利便性の向上も実現できていることが確認できました。何より当面の住民の足が確保されたことに大変安心しております。この間、短期間で膨大な業務に当たってこられた職員をはじめ、協力事業者、関係者の皆さんの尽力に改めて感謝の意を表したいと思えます。

ただ、持続可能な公共交通という視点で見れば、特に財政面で不安が残っているのも事実ではないでしょうか。本町として持続可能な公共交通を実現していくには、今後どのような取組を行っていく必要があると考えているのでしょうか。地域の公共交通の在り方は、町の行財政運営にも関わる重要な問題であることが、今回の問題で改めて認識させられました。今後どのような姿勢で町長としてこの質問に対処していくのか、ご所見を伺います。また、今回の地域公共交通のバス問題は、町が直面する人口減少や少子高齢化に対する対処、町の活力をどのように維持していくのか。まさにまちづくりに対する考え方の根幹が問われる問題でもありました。

町長は1期目の任期満了を来年4月に迎えますが、町長自身、町の将来のまちづくりについてどのように思い描き、4月以降はどのように臨むつもりなのか、お考

えを伺います。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） 議員ご指摘のとおり、今後あるべき持続可能な公共交通を考えると、今回の路線バス再編に伴い多額の財政負担の生じることは、これからの調整を進める上で大きな課題であります。今回の形を最終形とするのではなく、今後随時改善を加えていくことが必要であると認識をしております。

具体的には、運行後、毎年度その利用状況の調査を行い、その結果を踏まえながら、バスの運行内容や運行方法について適宜見直しの検討を加えていくことが必要であり、利用者の増加に向けた取組としては、住民の皆様への利用喚起の徹底、IC化の推進、利用しやすい車内環境の整備などを進めていくことが重要であると考えております。

公共交通の在り方は、引き続き4市町村地域公共交通活性化協議会、太子町地域公共交通会議で議論を深めていただく事項ではありますが、私としても、持続可能な公共交通の実現に向けて、積極的に議論に参画をしていきたいと考えております。

今後、人口減少、少子高齢化は避けることができませんが、町の将来に対する私の考えは、4年前の令和2年4月就任以来、私たちの生活を脅かしてきた新型コロナウイルス感染症対策に注力しながらも、並行して町の発展と笑顔あふれる太子町の実現に向けて全身全霊で取り組んでまいりました。活気あふれる子育てしやすいまちを目指し、子育て支援や教育環境の整備などについて重点的に取り組み、公民連携の下、ふるさと納税、企業誘致等自主財源確保を積極的に進めることができたというふうに思っております。やり残した点もあると感じておりますが、今後の町の在り方を含め、これから町民の方々としっかりと議論を進めていきたいと思っております。

そして、町政を担う者としては、これからも太子町の発展は切に望むものであり、私の思いにつきましても、改めて閉会日に述べさせていただきたいと考えております。

○議長（山田 強君） 建石議員。

○2番（建石良明君） ご答弁ありがとうございます。町の将来に対する考えについては、改めて町長から思いを述べられるとのことですが、私としては、引き続き住民の皆さんが住んでよかった、これからも住み続けたいと思える太子町の実現に向けて、町長の覚悟と決断をもって更なる手腕を期待しております。

さて、先ほど申し上げたとおり、地域公共交通の問題は、町民の日常生活に直結する問題であるのみならず、本町の行財政運営にも大きな影響を与える問題でありました。

このため、引き続き町長を筆頭に太子町役場が一体となってこの議論に参画し、持続可能な公共交通の実現に向けて、見直しや改善を進めていただきたいと思います。また、金剛バスという民間企業に頼ってきた地域公共交通サービスを、今後は町役場だけでなく地域の住民、関係機関など地域に関わる全ての者が支えていく、主体になっていく必要があると感じます。持続可能な公共交通とするためには、こうした全ての者が互いに協力し、費用を負担し合いながら持続、継続していかねばならないと考えています。

以上の点を指摘いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、建石議員の質問を終わります。

次に、4番目、村井議員の質問を許します。

村井議員。

〔6番 村井浩二君 登壇〕

○6番（村井浩二君） 議席番号6番、自民クラブ、村井浩二でございます。通告に従いまして、急傾斜地崩壊対策について、1、日本遺産登録の更新について、2、太子町景観計画について、3、国土強靱化について、順に質問させていただきますが、問1と問2は併せて質問させていただきます。

まず、日本遺産登録の更新についてでございますが、現在、我が国の日本遺産登録は104件が登録されております。皆様もご存じのとおり、本町には2件の日本遺産登録がございます。1つは日本最古の官道、竹内街道・横大路、もう一つは2件目の登録となりました葛城修験道がございます。本町においては初の日本遺産登録となった竹内街道は、平成25年に敷設1400年を契機として、街道沿線の自治体において活性化実行委員会が設立されました。そして、平成29年に大阪府内初の日本遺産認定がされました。

そもそも日本遺産とは、我が国の文化財や伝統文化を通じ、地域の活性化を図るためには、その歴史の経緯や地域の風土に根差した世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に、有形、無形の文化財をパッケージ化し、これらの活用を図る中で、情報発信や人材育成、伝承、環境整備などの取組を効果的に進めていくこと。また、実行委員会の4大コンセプトには、1、訪れたいくなる街道、日本最高の感動を育む、1、街道が地域や時代をつなぎ、紡ぐ竹内街道・横大路のミュージアム化、1、歴史の舞台を身近にあることを実感、シビックプライドの醸成、住みたいくなる町を

目指して、1、未来に向けて魅力あふれる歴史空間の再生と創造とあります。

また、日本遺産登録の目的として、沿線自治体が一体となり、産学民と連携し、竹内街道・横大路とその周辺地域の魅力を再発掘し、国内外に情報発信することや、それら地域をつなぎ、紡ぐことにより様々な交流を促進し、地域の活性化につなげ、地域の愛着や誇りを醸成することを目的とすることとあります。

そして、登録申請当時を思い出されるのは、2020東京オリンピック、そして2025大阪万博の国内外の来訪者の皆様にも、竹内街道をはじめとする本町の魅力を知っていただくことが登録の1つであったと思っております。

登録より6年の月日が流れ、今年は日本遺産登録更新の再審査があると聞いておりますが、更新の状況と、これからの日本遺産竹内街道についてのお考えをお伺いいたします。

続きまして、太子町景観計画について質問します。本町の景観計画は、景観法に基づく景観行政団体に指定され、平成20年に叡福寺周辺の地域において景観計画が策定されました。その後、令和3年には、先の質問にありました竹内街道沿線においても景観計画が策定され、良好なまちづくりを保全するための事項に関する制限を定めています。景観計画中の竹内街道周辺地域の特性として、伊勢灯籠や道しるべ、地蔵堂がたたずむ風情ある町並みが相まって良好な景観を形成している。一方、地元においても、この風情あるたたずまいと、かつてのにぎわいを継承するため、地元住民主体で毎年竹内街道灯路祭りを開催され、地域の特性にふさわしい景観形成を図る自主的な機運が高まっているとともに、平成29年に竹内街道が日本遺産に登録されたことを契機として、竹内街道周辺地域を景観計画区域と定めるとあります。

しかし、現在の竹内街道周辺地域においては建物の老朽化が進み、また、少子高齢化の影響により、建物の維持管理や老朽化に伴う建て替えもままならない状況にあります。そこで、この景観計画に基づき、良好な景観の保全、継承について本町のお伺いを併せて聞きます。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 本町は多くの歴史的景観を有し、第5次総合計画においても、「人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち たいし」を基本理念として掲げております。

中でも竹内街道は、平成29年4月に1400年にわたる悠久の歴史を伝える最古の

国道、竹内街道・横大路（大道）として、文化庁より大阪府初の日本遺産に認定されました。沿道の10市町村である大阪市、堺市、松原市、羽曳野市、本町、葛城市、大和高田市、橿原市、桜井市、明日香村と大阪府、奈良県の12自治体が加盟する竹内街道・横大路（大道）活性化実行委員会により、これまで連携を行い、地域の魅力の再発掘や発信など、地域の活性化に向けた様々な取組を行ってまいりました。

そして、認定後6年間の活動と今後3か年の地域活性化計画を策定し、文化庁の審査を受け、令和5年7月14日に日本遺産の認定継続が認められました。

今後も12自治体や関係機関との連携の下、日本遺産竹内街道の魅力発信と地域の活性化に向けた取組を一層進めてまいります。また、竹内街道が持つ良好な歴史的景観や周辺の町並み、更に道路空間が一体となる調和の取れた景観形成を図るため、令和3年9月に竹内街道周辺地域を叡福寺周辺地域に加えて、本町で2地区目となる景観計画区域に指定いたしました。計画に基づき、建築物の高さ、形態意匠及び色彩など一定の制限を設けることで、より良好な町並み形成を図ることとしております。

竹内街道沿道の市町村では、それぞれ地元の方々を中心となり、街道の持つ価値を国内外にアピールする取組が行われております。本町におきましても、竹内街道灯路まつりなど地域住民と行政とが協働した取組を通じて、美しいまちづくりに取り組んでまいります。

○議長（山田 強君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま部長より、地域住民と行政とが協働した取組を通じて美しいまちづくりに取り組んでまいりますとのご答弁をいただきまして、竹内街道を引き続き日本遺産と登録していただけることは、本町の歴史まちづくりの重要なポテンシャルであると考えます。

しかし、その実現には、竹内街道周辺住民の皆様のご理解とご協力が必須であり、その上、住民と行政とが情報を共有し、協働して景観形成を中心としたにぎわいあるまちづくりを実施しなければなりません。しかし、また、竹内街道周辺には、本町のハザードマップにおいて、土砂災害特別警戒区域または土砂災害警戒区域に指定されているエリアもございます。

先日、東海地方より本町に移住を希望されている著名な陶芸家の方がいらっしゃいました。住居、工房として活用しようと検討されていましたが市街化宅地は土砂災害特別警戒区域内にあり、隣接する崖地が未整備のままであり、大阪府の指導によれば急傾斜地

対策が必要になり、住居、工場の建築は困難と断念されたみたいです。また、その宅地所有者の方は、日本遺産として竹内街道沿線の景観形成に資する歴史的建築物を、老朽化に伴う家屋崩壊を未然に防ぐため自費で解体されました。現在、その宅地は家屋を解体されたため家屋が建っていない空き地となり、宅地の維持管理にも手間をかけ、その上、来年度からは宅地にかかる固定資産税は増額課税される見込みと聞いております。

現状では建物の建築が困難な宅地であり、土地活用ができない。そして、土地売買も困難で、毎年の高額な固定資産税を納めて維持管理するだけの宅地になっているということになります。

そこで、行政として住民の生命財産を守るとの考え、日本遺産竹内街道周辺の土砂災害特別警戒区域内の宅地建物に対する対策についてのお考えをお伺いします。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 竹内街道沿道における急傾斜地崩壊対策及び土砂災害警戒等区域内の家屋の建築に関するご質問ということでお答えいたします。

竹内街道沿道区域、特に山田の大道地域は、沿道には昔ながらの日本家屋の家並みが続くとともに、山側の山林が沿道まで迫る急峻な地形も相まって、昔の街道をほうふつさせる景観を有しており、竹内街道を代表する区域であると言えます。しかしながら、このような地形であることから、当該区域は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定されている急斜面地が多く見られます。

急傾斜地とは、急傾斜地法において、傾斜度が30度以上である土地をいい、同法においては、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、必要な措置を講じ、住民の安全と国土の保全に資することが目的となっており、都道府県知事は、必要と認められる場合は、急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発されるおそれがないようにするため、行為の制限を設ける必要のある区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができますとされています。

急傾斜地崩壊危険区域の指定に当たっては、崩壊のおそれのある急傾斜地の高さや崩壊による被害想定住居の戸数など一定の基準を満たすことが必要であるほか、土地における行為の制限に加え、事業実施に際しては事業費の一部を急傾斜地及び急傾斜地に隣接する土地の所有者が負担することとなっております。

急傾斜地法では、急傾斜地の保全義務は、基本、所有者や管理者などが行うこととなっており、これらのものが急傾斜地の崩壊防止工事などを行うことが困難な場合に、都

道府県が事業を行うこととされておりますが、事業化には区域の指定を受けるとともに、地域の合意形成をはじめとした課題を解決する必要があるとございます。

次に、土砂災害警戒等区域内の家屋の新築工事についてですが、土砂災害警戒区域及び同特別区域は、土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止法に基づき指定されているものであります。土砂災害防止法では、その区域内において居室を有する建築物を新築する場合は、その建物に作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうかの確認が規定されており、構造規制の対象となった場合の具体的な構造基準は土砂災害の原因となる自然現象ごとに定められております。一例を申し上げますと、崩壊土砂の衝撃を受ける部分を鉄筋コンクリート造としなければならないなどがございます。

以上のように、警戒区域内においても、一定の構造規制は必要となるものの、建築そのものは可能でございますが、詳細については建築基準法に基づき、構造基準に適合するよう構造計算等の検討が必要となりますので、必ず専門家にご相談いただくよう周知させていただいております。

また、土砂災害特別警戒区域内において、その指定以前からの住宅に対する支援事業として、がけ地近接等危険住宅建設補助金や土砂災害特別警戒区域内住宅補強工事補助金等の制度もあり、これらについては毎年広報などで住民の皆様にご周知させていただいております。

本町域内の竹内街道沿道は街道を代表するエリアであると考えており、今後も引き続き、景観の保全と併せて、安全安心のまちづくりの基本理念に基づき取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま部長より、今後も引き続き景観の保全に併せて、安全安心のまちづくりの基本理念に基づき取り組んでまいりたいとのご答弁をいただき、そもそも沿線住民の皆様のお一人おひとりの家屋、建築物、沿線の景観が日本遺産認定の大きな原動力であり、その景観を保全するために景観地区に指定され、様々な規制があると考えます。

沿線住民の皆様においては、竹内街道が日本遺産に認定され、自負を持ち暮らし、または宅地、用地を所有されておりますが、土砂災害特別区域による土地活用が困難になるケースもあると認識されている住民は少なくないと思います。土地活用をするにはど

のような対策が必要かなどを周知する必要があると考えます。その上で、沿線の住民の皆様と協働して、急傾斜地崩壊対策の実施を強く求め、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、村井議員の質問を終わります。

次に、5番目、辻本博之議員の質問を許します。

辻本博之議員。

〔7番 辻本博之君 登壇〕

○7番（辻本博之君） 議席番号7番、公明党、辻本博之です。通告により一般質問させていただきます。理事者におかれましては、適切なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

本年は、コロナウイルス感染症が2類から5類へと移行し、学校生活も通常どおり遠足や運動会など、コロナの影響を受ける前のときのように実施されることとなりました。友達との交流も盛んになりますが、これまでとは異なった悩みも出てきます。子どもが自室に閉じ籠もって外に出たがらない、学校に行きたがらないといったとき、家族として、不登校、ひきこもりがとても心配になるでしょう。どちらも引き籠もっている状態、学校に行っていない状態を示す言葉で、病気を意味する言葉ではありません。

不登校児童生徒への支援につきましては、関係者においては様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒は依然として高水準で推移しており、生徒指導上、喫緊の課題となっております。不登校の小中学校の数は増え続け、過去最多を更新しています。更に深刻なのは、学校やそれ以外の教育機関など、どこからの支援も受けていないのが多くの子どもたちの存在です。

子どもたちの孤立を防ぐにはどうしたら良いのか。文部科学省が公表した、昨年度全国の小中学校で30日以上欠席した不登校児童生徒の数はおよそ29万9千人、10年連続で過去最多を更新しました。注目したいのが、特にこの2年間で一気におよそ10万人が増えたことです。35人学級の場合、1クラス当たり1人、不登校の子どもがいるという計算です。

では、なぜここ最近、不登校が急速に増えたのでしょうか。文部科学省は、不登校の理由は様々なので一様には言えないとしつつも、コロナ禍の長期化で生活環境が変化したことや、学校生活の様々な制度で交友関係が築きにくくなったことが背景にあると分析しています。社会はかつての日常を取り戻しつつありますが、子どもの心はそう簡単

ではありません。一度関係が絶たれた友達との付き合い方や先生との関係。学校生活の楽しさを取り戻せるように、大人たちが日々丁寧に向き合っていく必要があります。

さて、不登校を減らそうという取組はこれまでも行われてきました。そこで質問です。太子町の小中学校の不登校の現状はどうなっているのですか。お聞かせください。

○議長（山田 強君） 教育長。

○教育長（中道雅夫君） 町立小中学校の不登校の現状について、私から答弁を申し上げます。

文部科学省は生徒指導提要の中で、不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しています。

令和4年度、全国の国立、公立、私立小中学校における不登校児童生徒数は約29万9千件と過去最多を数え、9年連続で増加しております。本町における不登校児童生徒数については、ここ10年間を見ますと、各年度での増減はあるものの一定数で推移し、小中学校ともに全国や大阪府と比較して少ない傾向が続いておりました。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の流行による臨時休業が行われた令和2年度を境に、小学校では微増の傾向にあり、令和4年度において不登校児童の割合が約0.6%となりました。中学校についても同様に令和2年度から増加傾向となり、令和4年度には約9.8%となっております。

学校に通いにくくなっている原因は、児童生徒によって様々です。町教育委員会としては、それぞれのケースに対応するため学校支援チームを組織し、個に応じたきめ細やかな支援ができるよう取組を進めるとともに、児童生徒支援教室を開室するなど、個別最適な学びの場の提供に努めているところでございます。

○議長（山田 強君） 辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） 教育長、適切なご答弁ありがとうございます。

最近、不登校に対する親の考え方が変わってきているように感じます。それを後押ししているのが、2016年にできた教育機会確保法という法律にあると考えます。この法律の趣旨は、学校に行けない子どもに休養を与えて、その間は学校以外というフリースクールや塾、自宅なども含まれているため、無理して学校に通う必要がないと考える保護者の理解が進み、数の上では今、不登校の増加につながる一因となっているので

はと思います。法律の趣旨を理解し、不登校の数だけに一喜一憂するのではなく、子どもたちが再スタートを切れるように、国が教育委員会、学校などが必要な支援や情報をきちんと提供していくことが大切だと思います。

それでは、2つ目の質問として、太子町としてはどのように不登校対策を考えているのでしょうか。お答えください。

○議長（山田 強君） 教育長。

○教育長（中道雅夫君） 本町としての不登校の対策について答弁申し上げます。

令和4年12月に改訂された生徒指導提要の中で、文部科学省は、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることとしています。加えて、不登校の時期が休養や自分を見詰め直す等の積極的な意味を持つことがあると示されている一方、学習進度についての不安や日々の生活リズムが不安定になることによる健康面での不安などに留意する必要があります。

また、不登校の原因、背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行い、多職種の専門家や関係機関とも連携、協働しながら、社会に開かれたチーム学校としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要であることも示されております。

町教育委員会としては、学校に通いにくさを感じている児童生徒に対し、環境面と心理面の両側面から支援していく体制を構築しております。環境面としては、平成14年度から児童生徒支援教室、和みルームを開設し、学校に通うことに代わる子どもたちの居場所としての学び場の選択肢を増やしております。また、令和4年度の2学期からは町立中学校内に校内生徒支援教室、あゆみルームとして、教室とは別に居場所としての学びの場を設けています。あゆみルームには現在、退職教員を配置し、授業や行事に参加しやすくなるよう橋渡しとしての役割を担い、子どもたちの心に寄り添えるよう取り組んでおります。

また、心理面においても支援体制を構築しております。児童生徒の心身が大きく成長する時期である小中学校において、子どもたちは学校での人間関係や学業での悩みなど、様々な心の変化と向き合いながら成長をしていきます。時には思い悩み、学校に通いづらくなってしまいうケースも考えられます。そのような場合を想定し、心理面でのサポートを充実させるため、太子町学校支援チームを組織し、心理面からサポートするスクー

ルカウンセラーをはじめ、児童生徒の置かれている環境に働きかけるため、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤーなどの専門家を活用し、学校が関係機関と連携を持ちながら対応できるよう支援体制を整えております。

令和4年度からは太子町幼小中一貫教育をスタートさせ、子どもたちが進学時に直面する環境の変化を少なくする取組を始めました。とりわけ不登校の一因とされる中1ギャップの解消に向け、未然防止の観点からも重点項目として取り組んでおります。幼小中一貫教育においては、子どもたち同士のつながり、人間関係づくりも不登校を生まない環境の1つと捉え、事業や学校行事において非認知能力と呼ばれる他者につながる力、自分を高める力、自分と向き合う力を育成することに取り組み、魅力ある学校づくりを推進しております。

不登校はどの子にも起こり得るという視点と、不登校の原因となるものを取り除くこと、不登校の要因と考えられる環境に働きかけることなどを念頭に置き、未然防止の観点で個に応じた対応を行うとともに、子どもたちの学びの場の選択肢を増やすことで、学校内外の居場所づくり、児童生徒にとって自己肯定感を高め社会的自立につなげる取組を進めてまいります。

○議長（山田 強君） 辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） 教育機関に関してはいろいろな対応をしていただき、感謝申し上げます。子ども一人ひとりの対応は異なりますが、周りの大人たちの接し方で子どもが変わってくると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

また、要望といたしまして、不登校の理由は子どもの数だけ、一筋縄では解決できない難しい問題です。だからこそ、どうしたら子どもたちが安心して学べる環境を提供しあげられるのか。社会全体で知恵を出し合いながら考えていく必要があるのではないのでしょうか。教育委員会や学校が不登校支援の在り方を改善し、悩んでいる子どもたちの学びや人とのつながりをつくっていけるようになることを願っています。また、子どもたちが将来自立して歩いていくための学びの場として、義務教育の現場がどうあるべきか、1人でも多くの方が参考するきっかけになれば幸いです。

以上で、この質問を終わります。

次に、太子町内での自転車用ヘルメット購入費補助について質問をさせていただきます。

今年の4月1日に施行された改正道路交通法では、新たに全ての自転車の利用者は乗

車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならないと規定しました。警察庁は、ヘルメットは死亡などを防ぐ大きな効果があるとして利用を呼びかけています。ただ、罰則はなく着用する人が少ない中、どう普及を図っていくのかが課題です。

自転車乗車用のヘルメットは、2008年に実施した改正道路交通法で、13歳未満の児童や幼児が乗るときにかぶるよう保護者への努力義務が定められました。自転車用ヘルメットはオートバイ用に比べるとはるかに低価格ですが、それでも、家族数人分を買うとなると、少々高い買物になってしまいます。そのため購入に二の足を踏んでいる人もいます。自治体によっては補助金を出すところもあります。

そこで質問ですが、この5年間に太子町で自転車事故が何件発生し、どのような事故であったか教えてください。また、ヘルメット着用をどう啓発していくのかお答えください。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 太子町における自転車事故の発生件数等について、私のほうからご答弁申し上げます。

太子町内での自転車事故件数でございますが、警察に確認いたしましたところ、令和4年度までの直近5年間に発生した人身事故の数字になりますが、平成30年は事故件数6件で負傷者が6名、令和元年度は事故件数5件で負傷者が5名、令和2年度は事故件数6件で負傷者が6名、令和3年度は事故件数5件で負傷者が5名、令和4年は事故件数3件で負傷者が4名となっており、直近5年間では、死亡された方はいらっしゃいません。

また、大阪府内での自転車事故の状況でございますが、場所としましては交差点が約76%、事故の類型としましては、車両相互の出会い頭が約54%となっております。

次に、ヘルメットの着用の啓発についてですが、令和5年4月から改正道路交通法が施行され、全年齢で自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、施行前後にはテレビや新聞などの報道においても大きく取り扱われました。また、大阪府や大阪府警察においても積極的な啓発活動が継続的に行われております。

本町におきましても、住民の皆様の交通事故による被害を軽減するため、広報紙での啓発記事の掲載や窓口でのチラシ配布などの啓発活動を行い、周知に努めているところでございます。今後も引き続き大阪府や大阪府警察と連携を図り、ヘルメット着用の推進と交通ルールの周知を行ってまいります。

○議長（山田 強君） 辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） 総務部長、ご答弁ありがとうございました。

直近5年間、負傷者はございましたが死亡者数は0でした。大変うれしく思います。今後引き続き大阪府警と連携を取っていただき、自転車用ヘルメット着用の積極的な啓発活動に努めていただきますようお願いいたします。

次に、現状でもヘルメットを購入する際の補助金を出している自治体は幾つもありますが、その自治体が負担する補助金に対して、東京都はヘルメット購入の補助をして、ヘルメット着用促進を図りたいという考えでございます。太子町に補助金制度の導入はできないのでしょうか。お答えください。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 自転車用ヘルメット購入に対する補助金についてでございますが、大阪府内で購入に対する補助を行っている自治体は11自治体で、そのうち全年齢を対象としているのは3自治体でございます。また、南河内地区では、松原市が65歳以上の市内居住者に補助を行っております。

ご質問にございましたが、東京都では補助金を交付した自治体に対し補助金の2分の1を助成する事業を行っておりますが、大阪府ではそのような制度はございません。本町での自転車用ヘルメット購入補助制度の導入についてでございますが、ヘルメット着用の推進を図ることが重要であると考えておりますが、既に義務化されております自動二輪車と同様に、努力義務であっても原則として自分の命は自分で守る意識が大切であると考えておりますので、現在のところ補助制度の導入は予定しておりません。

今後、大阪府内の自治体、特に近隣自治体の動向も注視しながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございました。南河内地区では松原市が補助をしているようです。町長、太子町から補助はどうでしょうか。住民も大変喜ばれると思いますので、よろしく願い申し上げます。

最後に要望といたしまして、住民の皆様にとって、ヘルメットの着用習慣を身につけるとともに、事故の発生率の高い幼児から高齢者における万一の事故による頭部損害の軽減効果が見込まれる手法の1つと考えることから、制度設計について更に強く要望し、質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、辻本博之議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後 1 時といたしますので、よろしくお祈りします。

（午前 11 時 50 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（山田 強君） それでは、再開いたします。

次の質問に移る前に、一言申し上げます。午前中に携帯電話が鳴っておりましたが、議場内では携帯電話の電源を切り、静粛をお願いいたします。

次に、6 番目、藤井議員の質問を許します。

藤井議員。

〔4 番 藤井千代美君 登壇〕

○4 番（藤井千代美君） 通告に基づきまして、有機農業を推進し学校給食に活用をについてお尋ねします。

現在の日本の農業を取り巻く環境は大変厳しい状態です。8 割近くの国民が日本の低い食料自給率に不安を持っています。2021 年度の日本の食料自給率は 38%で、先進国の中で最も最低です。種も肥料も考慮した実質的自給率は更に低い、10%もあるかないかで見られています。ロシアのウクライナ侵攻に始まった世界的な物価高騰は農作物にも及んでいます。海外からの物流が停止したら、世界で最も餓死者が出る国になるのではと危惧されています。

国は敵基地攻撃能力の強化だと防衛費を増やしていますが、東京大学の鈴木教授は、「有事に国民の命を守るのが国防とすれば、食料、農業を守ることこそ防衛の要。これが安全保障だ」とおっしゃっておられました。国は、国民を守るためにも農業支援は待ったなしです。

太子町は第 5 次総合計画、活力と魅力にあふれる個性豊かなまちづくりでは、地域経済を支える産業の振興、都市農業の振興を図りますとありますが、農業者の減少、高齢化で耕作放棄地が増えています。このままでは、太子町の重要な産業と位置づけられている農業が衰退するのではないのでしょうか。この間、新規就農支援に取り組んできましたが、現在何人の方が農業に取り組んでいますか。新たに農業に従事する人よりも、やめていく人のほうが多いのが現状ではないのでしょうか。農業で生活できる、この環境に

ないことに農業従事者が増えない原因があるのではないのでしょうか。

国の農業施策は本当にお粗末であります、環境と調和の取れた食料システムの確立のために環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、みどりの食料システム法が成立、7月1日から施行されており、我が国の食料、農林水産業は、大規模自然災害、地球温暖化、生産者の減少等の衰退、生産基盤の衰弱化、地域コミュニティの衰退、新型コロナを契機とした生産、消費の変化などの政策課題に直面しており、将来的にわたって食料の安全保障を図るためには、災害や温暖化に強く、生産者の減少やポストコロナも見据えた農林水産行政を推進していく必要があると書かれています。

また、平成18年度に策定されている有機農業の推進に関する法律では、有機農業の推進に関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とし、有機農業を、科学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいうと定義しています。食の安全を考えたとき、農薬に頼っていていいのか、このことも問われています。

様々な自治体が、農業を守り、住民を守るための施策に取り組んでいます。京都府亀岡市では、有機JAS認証の取得支援を行い、給食にオーガニックを導入する有機米プロジェクトを推進しています。千葉県いすみ市では有機米を作ることを推奨し、学校給食という販路確保、ふるさと納税返礼品にも取り組んでいます。太子町でも今、農業を守る施策を思い切って打たないと、農業従事者が途絶え、太子町の里山、豊かな自然が失われてしまいます。太子町独自の農業支援に取り組むべきではないのでしょうか。有機農業を推進する考えはありますか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 農業支援について、私のほうから答弁申し上げます。

現在、本町内の認定新規就農者数は11名で、令和元年度の2名から毎年数名ずつ増えている状況です。現在のところ、全ての方が意欲的に営農を継続されており、そのうち6名の方が新規就農者育成総合対策の対象者として、資金面の支援を受けておられま

す。本町の農業支援につきましては、有機栽培に関する支援はないものの、従前から農業施設整備に関する材料支給や、農道や水路への補修事業などを毎年実施しているところであり、本年度からは地域の要望にお応えする形で、農空間を保全するための支援といたしまして、国や大阪府の協力をいただきながら、多面的機能支払交付金や棚田・ふるさと保全事業補助金を開始しております。

また、昨年度には原油価格高騰対策としてハウス栽培農業経営者に対する支援や、加温施設原油価格高騰対策支援を実施するとともに、本年度においては、肥料代値上がりなどに対する農業者支援としまして農業経営者支援金を創設し、104名の方に交付決定を行ったところです。

今後の農業支援につきましては、現在進めております地域農業の将来の在り方などについて定める地域計画策定において、地元意向などを把握した上で、地域の方々と議論し、研究してまいります。

また、有機栽培に関しましては、現在、町内で取り組まれている方の把握はできておりませんが、地域の情報収集に努め、地元のニーズを注視してまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ご答弁ありがとうございます。いろんな取組をされているようで、これからも更にそういう取組を進めてもらいたいと思います。

私が知っている限りでは、有機を使って有機の小麦とか、それから、お米も作っている方がいらっしゃるようです。ただ、まだ人数が少ないので、その人たちがもっといろんな意味で広げてもらって、太子町の中でも有機栽培のものが増えていけたらいいと思います。どうもありがとうございます。

次に、2問目に行きます。私の知人に、夫婦で太子町に移り住んで農業に取り組んでいる方がいらっしゃるのですが、太子町ではもうやっていけないと奈良に引っ越すことを決断されました。担い手不足を嘆きますが、安定した収入が得られることができるならば農業で生活をしたいと考える若者がいるのに、応える施策が必要ではないでしょうか。

国や府の補助を待っているだけでは、太子町の農業を守ることはできません。有機野菜、有機米が高いというイメージがありますが、決して高いものではありません。環境問題や輸入食料のフードマイレージを考えれば、農家の皆さんを応援し、安全安心の食

料を地産地消するという事は、地域の活性化につながるのではないのでしょうか。

日本の食料自給率は38%だと言いましたが、地域自給率で見ると、一番多い北海道は221.6%。最低の東京都は0%です。太子町の農業を守り発展させるということは、大阪府の地域自給率向上にも役立つのではないのでしょうか。

千葉県いすみ市は有機米を1俵2万4千円で、亀岡市は4万8千円で買い取るなどして、有機米生産者を応援しています。太子町を離れていく人ばかりではありません。有機農法で小麦を作っている方もいます。ぜひ太子町として何ができるのか、調査研究をお願いします。

次に、学校給食に活用できないかについてお尋ねします。

有機米は未来を担う子どもたちの給食と結びついています。給食の食材に対する農薬の使用量の基準は厳しいとは思いますが、物価高騰のあおりを受けて外国産の食材が多くなった自治体もあるように聞いています。太子町では、安全で安心なおいしい給食の提供に努め、今年度から給食を無償で実施しています。食材の質にも目を向けていただけないのでしょうか。

太子町の農業者が作った有機野菜を学校給食に活用することで、子どもたちには安全安心な食材を届けることができるのではないのでしょうか。農業支援と相まって、太子町のまちづくりに役立つのではないのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 本町の学校給食は、これまでも消費者と生産者を結びつけ、消費者の地場農産物への愛着心や安心感の深まり、また、地域農業の活性化を図るため地産地消の取組を行っており、季節に応じた旬の食材を使用し、地元のもののできるだけ積極的に献立に取り入れております。また、食育の観点からも栄養バランスの取れた献立作成に力を入れており、園児、児童及び生徒や保護者の方、また、学校の先生方からも大変好評をいただくところとなっております。

地元食材としましては、町内産のミカンをはじめ、ジャガイモ、タマネギ、キュウリ、サツマイモ、里芋、ナス、大根、コマツナ、ハウレンソウ、青ネギ等を活用し、お米につきましては大阪南農協と契約し、太子町産を含む南河内のお米を使用しております。また、この取組状況を毎月発行の献立表に地元食材の表示を行い、園児、児童及び生徒や保護者に周知をさせていただいております。

議員ご指摘の有機野菜や有機米の学校給食への使用につきましては、価格面で現在の

食材と同等レベルであることや、学校給食を賄える量を安定的に確保できることなど、食材として使用できる条件が整う必要があること、また、とりわけ、現状で有機栽培に取り組む町内農家の把握ができていないため、使用についての具体的な検討は行ってございません。

今後も引き続き、現在実施している取組を継続しつつ、有機野菜や有機米の使用につきましては、耕作状況も鑑み、また、先進的な取組を行っている自治体を参考に調査研究を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。未来を担う子どもたちにおいしい給食、有機食材を取り入れた給食を提供すること、ただいまいろいろと述べてもらいましたけれども、更にそういうことを頑張ってもらいたいなと思っております。太子町の農業支援、それを結びつけた取組をぜひともよろしく申し上げます。

私も学校給食運営委員会に参加しているんですけども、積極的なお話をいろいろ聞かされて、うれしく思っております。有機給食、農家を支援、給食の無償化、いすみ市では化学肥料や農薬を原則使わない有機食材を給食に取り入れる動きが広がっています。2011年に環境保全型農業によるまちづくりを宣言しました。有機栽培を行う農家を支援し、2017年10月に学校給食を全て有機米に変え、2022年10月には給食費を無償化しました。地産地消によるまちの活性化や環境負荷の軽減、地域のブランド化にもつながり、農業の新たな活路としても注目されています。

2023年2月18日に、市農林課の主査は、学校給食という販路を確保したことで、有機栽培に挑戦できたのがよかったと語っています。子どもたちに食べてほしいとの農家の声を受け、市長が給食への提供を決めました。新産業の育成や市全体のイメージアップにもなったとのこと。市企画政策課によると、環境に配慮したまちづくりと有機給食が知られ、特に子育て世帯や有機農業に関心のある層が増加中と書かれています。

京都府亀岡市では、2021年には市内で生産された有機農産物を給食で使う「かめまる有機給食の日」の導入が始まりました。

2023年8月23日、日本共産党は、食料自給率の向上を国政の柱に捉え、「農政の基本方向の転換を――国の農政見直しにあたっての申し入れ」を行い、有機農業の拡大など持続可能な農業を求めています。食料自給率の向上を国政の柱に捉え、農政の基本方向の転換、環境と調和の取れた食料システムの確立などを掲げ、国の農政見直しに

当たっての申し入れをしました。国内の基幹的農業従事者が僅か10年で3割も減少、このままでは、国民の命の源である食料の安定供給が根底から脅かされる。農業と農林を再生し食料自給率を向上させることは、国民の生存基盤、社会の持続に関わる待ったなしの課題であると述べています。環境と人に優しい農業政策、有機農業を推進し、学校給食に活用することを求めて、私の質問を終わります。

次に、ボール遊びができる公園について質問いたします。

太子町には大小合わせて19の公園があり、それぞれ特色がありますが、ボール遊びができる場所はありません。公園は様々な年齢の人が集う場所なので、安全に配慮することが求められていることが背景にあり、どこの自治体も苦慮していると思いますが、神奈川県川崎市ではボール遊びをモデルケースにし、ルールづくりのガイドラインを作成しています。川崎市の公園利用は自由利用の原則が基本です。自由とは、公園が他人の共同使用を妨げない範囲で、誰でも自由に使用できるということです。

子どもたちが数人で軟式ボールやビニールボールなどのボールを使用して行うキャッチボールやサッカーボールでのパスなどのボール遊びは、他の利用者などの迷惑にならず、譲り合いながら行う限りは禁止するものではありません。子どもたちが楽しく遊べるために、川崎市はガイドラインに沿って様々な取組を行っています。ボール遊びができる環境にしたいという子育て世帯の方からの申し出があり、川崎区内の公園内の野球場で日時を決めて一般開放されました。何度も話し合い、子どもたちの夢の実現に向けて、様々な立場や視点から検討、協議を重ねていますと書かれています。

太子町でも公園でボール遊びができることを考えていますか、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 本町における公園は、都市公園法に基づく都市公園19か所、住宅開発に伴い設置された小規模なその他公園9か所、合計28か所の公園がございます。

公園は、誰もが利用できる遊び場、憩いの場として身近な施設であり、公園利用者や地域住民にとって安全で快適な空間を確保するため、本町では都市公園条例において、公園施設の損傷または汚損、樹木の伐採、たき火をし、または火気をもてあそぶなど危険な行為を禁止行為として定めております。その中でも、ボール遊びの取扱いにつきましては、幼児から高齢者まで幅広い年齢層が公園を様々な目的で利用されている状況を

踏まえ、ボール遊び全般を禁止行為とするのではなく、ゲーム形式の野球やサッカー、ゴルフなど硬いボールの使用及びバット、ラケットなどを使用する球技など、他の利用者に危害や恐怖感を与えるおそれがあり、また、道路や民家へのボールの飛び出しなど、事故につながる危険性もあることから危険な行為と捉え、火気の使用と併せて原則禁止しているところであります。そのため、公園には、利用者の目に触れる場所に禁止行為として看板を設置しております。

ご質問にある、周辺住民との話し合いによる公園でのルールづくりについてのガイドラインですが、これは周辺住民の方々が公園を柔軟に利用することができるよう、公園ごとの細かなルールを定めるもので、例えばボール遊びの中でも小さな子どもたちが行うビニールボールを使ったキャッチボール、サッカー、バレーでのパス練習など、他の利用者の迷惑にならない行為を公園ごとに地域住民の意見を聞きながら明確に定めているものでございます。

しかし、このルールづくりによっても、公園内でボール遊びができるようになるわけではなく、ゲーム形式のサッカー、野球及びゴルフなどの危険が伴うボール遊びについては、今までと同様、危険なボール遊びとして禁止行為とされております。

ボール遊びといってもその内容は多岐にわたり、それらを個々に危険、安全に分類することは困難であり、本町においては、他の利用者や周辺住民の迷惑となる行為は禁止とし、健全な公園管理に努めてまいります。また、子どもたちの健全な育成の場として、ボール遊びなど自由に遊べる新たな空間の確保については、そのニーズがあることは認識しているところではございますが、本町の公園の多くは面積が狭く、また、近接している家屋も多いため、スペースの問題や高齢者及び小さな子どもたちの安全対策などの課題も多く、その実現には現段階では困難であると考えております。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 公園でのボール遊びの許可は難しいかもしれませんが、川崎市では、地域の子どもや若者が日常的にスポーツに触れることができる場を目指し、公園におけるバスケットゴールの設置期間を設置しました。太子町でも自治会の加入を上げるためいろいろと考えているようですが、このような取組をすれば、住民同士のつながりが自治会や町会加入アップにもつながるのではないのでしょうか。身近な公園でボール遊びができるように検討していただけますよう、よろしく要望します。

では、どこからできるのか。範囲を広げて考えられないのでしょうか。川崎市の取組で

は、令和元年11月、幸区の車座集会で市長と区民が話し合う会の開催に当たり、自分たちの住む町にあったらいいな、こんなことができたらいいなというテーマで古川小学校の全児童にアンケートを採ったところ、ボール遊びが自由にできる場所が欲しいという意見が一番多く集まりました。地域の大人たちが話し合いをして、考えたことを子どもたちに伝えて、更に子どもたちの意見を聞きました。

様々な取組の結果、古川小学校の子どもたちや、ボランティアとして一緒に企画に加わった高校生から意見を聞き、取組が実現しました。今後も話し合いを重ねていくそうです。令和3年12月に古川小学校大開放デーとして、休日に校庭を自由に使って遊べる取組が実現しました。今後も子どもたちと地域の大人の方々との意見交換を何度も行い、子どもたちの夢の実現に向けて、様々な立場、視点から検討、協議を重ねていくそうです。

子どもたちの体力が衰えていると言われていています。伸び伸びと外遊びをする環境が大きいのではないのでしょうか。そこにコロナ感染症で子どもたちにストレスがかかりました。子どもたちから環境を奪っているのは大人です。子どもたちが遊ぶということは、教育観点からも必要です。学校開放はできないのでしょうか。国指定史跡二子塚古墳保存整備事業完成後の公園や和みの広場、青少年グラウンドや総合体育館などを利用できないのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 学校施設等の利用について、ご答弁を申し上げます。

学校施設は、学校施設の確保に関する政令において、学校が学校教育の目的に使用する場合を除くほか、使用してはならないと定められていますが、学校教育法の第137条には、学校教育上支障のない限り、学校には社会教育に関する施設を附置し、または学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができるとされています。

また、スポーツ基本法の第13条では、学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならないとされてございます。

本町ではこれらを鑑み、地域のスポーツ活動の振興を図るため、町内の小学生が5人以上所属し20歳以上の代表者がいる少年スポーツクラブに対しまして、事前に学校と使用の可否について協議することを条件とし、学校開放事業を実施しており、現状では、ジュニアサッカークラブやミニバスケットボールクラブ、小学生バレーボールクラブな

ど、計7団体が利用している状況でございます。

議員ご指摘の子どもたちが伸び伸びと遊び、身近で気軽にボール遊びができる環境との観点で申し上げますと、山田小学校では、学校長の裁量の範囲内で放課後の運動場を在校児童に開放をしております。いずれも学校教育活動に支障のない範囲で、かつ、学校施設の保全や利用者の安全確保といった観点から、管理、限定された範囲内での利用に限っているのが現状であり、今後も誰でも自由に利用できるような形態での開放は考えてございません。

なお、スポーツ施設では、磯長小学校と隣接する青少年グラウンドは、磯長小学校の運動場としての利用を優先するため、平日は一般の方への貸出しは実施しておりませんので、放課後は子どもたちがボール遊びなどを自己責任の範囲内で自由に利用していただいている状況でございます。同様に、太子・和みの広場におきましても、平日の午後には多くの子どもたちがビニールボールやサッカーボールなどを使った遊びに利用している状況でございます。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） いろんな取組、どうもありがとうございます。

最後に、子どもの権利条約の第31条のことについて、子どもの発達権利研究所が子ども向けに分かりやすく書いたものがあります。31条は、国は、子どもが休んだり遊んだりする権利を認め、文化的な生活や芸術に自由に参加する権利を認めます。そのためには、国はこうした活動に参加できる権利が進むように、平等な機会が与えられるようにします。

遊びや休息がなぜ権利なのでしょう。子どもは脳と体の成長途上の人間ですから、遊びも休息も脳と体を鍛えるために重要なのです。第31条には、遊びやレクリエーションの活動をしながら、文化的な生活、芸術に自由に参加する権利を尊重し促すこと、そうした活動と、余暇のためと思っても遊ぶ場所がなければ遊べません。そうした場所がたくさんあること、つくることは、大人がしなければなりませんと書かれています。

最近、太子町の「太子の森」で子どもたちの姿をよく見かけます。宿題をしたり、追いかっこをしたりと、とてもにぎやかです。子どもたちの笑い声で、私たち大人も元気がもらえます。

子どもたちがもっと伸び伸びと遊べる場所が必要です。そして、身近な公園でボール遊びができるよう求めて、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、藤井議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（山田 強君） 日程第2、議案第47号、太子町手数料徴収条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第47号、太子町手数料徴収条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、戸籍法の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布され、令和6年3月1日に施行されることに伴い、本町の手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、戸籍法が改正され、戸籍謄本等の広域交付等が開始されることに伴い、本町の手数料徴収条例中、戸籍謄本等の広域交付等の手数料に係る項目を整備し、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行の手数料に係る項目を追加するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第47号、太子町手数料徴収条例中改正の件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第3、議案第49号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第10号）、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第49号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第

10号)の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ3億5千211万7千円を追加し、総額を68億8千359万6千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、物価高騰対策に伴う低所得世帯への生活支援のほか、人事院勧告による議員期末手当及びふるさと太子応援基金寄付金事業に係る経費などについて、予算措置を行っております。

一方、歳入につきましては、普通交付税の追加交付に伴う増額補正、ふるさと太子応援基金寄付金及びふるさと太子応援基金からの繰入金で予算措置を行うとともに、財源調整として財政調整基金繰入金の増額を行っております。

以上のとおり本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山田 強君) ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(山田 強君) ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第49号、令和5年度太子町一般会計補正予算(第10号)は、予算常任委員会に付託いたします。

本日の日程はこれで終了いたしました。なお、最終本会議は20日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

これにて散会といたします。本日はご苦労さまでございました。

(午後 1時39分 散会)

【第 3 日】

令和5年 第4回太子町議会定例会会議録

令和5年12月20日（水） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	辻本博之君
3番	西田いく子君	8番	辻本馨君
4番	藤井千代美君	9番	中村直幸君
5番	森田忠彦君	10番	山田強君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	田中信幸君
副町長	齋藤健吾君	住民人権課長	木村厚江君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	鳥取勝憲君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	小路展裕君
まちづくり推進部長	村上正規君	環境農林課長	木下明紀君
健康福祉部長	子安逸二君	子育て支援課長	川久保みのり君
教育次長	池田貴則君	福祉介護課長	辻本知也君
秘書政策課長	西本武史君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
企画担当課長	小泉大吾君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	小南考弘君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	東條信也君

◎議会事務局

事務局長	正野正	書記	木下雄平
------	-----	----	------

◎議事日程第3号

- 日程第1 議員提出議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件（議員提出議案）
- 日程第2 議案第37号 太子町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議について（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第3 議案第38号 太子町健康づくり推進条例制定の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第4 議案第39号 太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第5 議案第40号 太子町コミュニティバス運行に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第6 議案第41号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第7 議案第42号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第9号）（予算常任委員長報告）
- 日程第8 議案第43号 令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第9 議案第44号 令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第10 議案第45号 令和5年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第11 議案第47号 太子町手数料徴収条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第12 議案第49号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第10号）（予算常任委員長報告）
- 日程第13 議案第46号 太子町立公民館解体撤去工事変更請負契約締結の件（町長提出議案）
- 日程第14 議案第48号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例中改正の件（町長提出議案）

日程第15 議案第50号 太子町教育委員会委員の任命について同意を求める件（町長
提出議案）

日程第16 選挙第4号 大阪南消防組合議会議員の選挙

日程第17 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 皆さん、おはようございます。

本日、第4回定例会の最終日を迎えたわけですが、各常任委員会におかれましては精力的にご審議いただき、厚くお礼申し上げます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

○議長(山田 強君) 日程第1、議員提出議案第5号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

森田議員。

[5番 森田忠彦君 登壇]

○5番(森田忠彦君) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件。

本議案は、何度か議員間で協議し、議員提案することになりましたので、地方自治法第112条及び太子町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

提出者は副議長である私、森田で、賛成者は斧田議員、西田議員、藤井議員、村井議員、辻本博之議員、辻本馨議員、中村議員でございます。

提案理由を読み上げます。

本改正は、本年8月7日に人事院が国会と内閣に対し国家公務員の給与改定等について行った勧告の趣旨を踏まえ、議会の議員の期末手当について0.1月引き上げる所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容ですが、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(改め文)でございます。

第1条として、第6条第2項に「6月に支給する場合には」と「12月に支給する場合には100分の230」を加え、第2条として、6月、12月に支給する場合には「100分の225」としています。

施行期日については、附則に公布日から施行すると規定しております。

第2条については令和6年度4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の規定

は令和5年4月1日から適用することとしています。

説明は以上です。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。建石議員。

○2番（建石良明君） 議員提出議案第5号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件について、反対の立場から討論いたします。

今回、議員提案された条例改正案は、議員の期末手当の支給月数を年間で4.40月から4.50月に引き上げる内容です。確かに今年の人事院勧告では給料表の改定と期末勤勉手当の0.1月分の引上げを行うことが勧告されており、役場の一般職の職員については給料とボーナスを引き上げることが必要と考えます。しかしながら、議会の議員については労働基本権が制約されている一般職の職員とは異なり、人事院勧告は直接的には適用されません。ましてや議会の議員は議員自らが条例を提案し、議決することを通して自己の報酬を決定できるという特別な立場にあります。こうしたことから、議会の議員は自らの身について、お手盛りと批判されることがないように、率先して範を示していく必要があります。期末手当についても、町の財政状況や今後の見通し、町民の皆さんを取り巻く社会一般の情勢を見極め、取扱いを決定すべきものであると考えます。

改めて、本町の財政状況を見ますと、一般会計歳入歳出決算では、令和3年度以降、実質単年度収支は2年連続で黒字となり、一見、好転しているようにも見えますが、中長期の財政シミュレーションでは、令和10年度以降、収支不足が予測されます。少子

高齢化や人口減少による税収減、社会保障経費の増大、公共施設の維持管理費用など、町財政を取り巻く状況は極めて厳しい見通しです。

更に、今般の金剛バス廃止に伴う新たなバスの運行に関して多額の財政負担が生じています。年間のランニングコストは、喜志循環線で3千800万円、町コミュニティバスで3千900万円に上り、再編前と比べて約6千万円の町負担が新たに発生します。これは、町の一般会計予算の約1%を占める規模で、今後、毎年、町の財政運営に大きな負担がのしかかってきます。

以上のような町の財政状況に加え、新たに運行される町のコミュニティバスでは、運賃を定額200円とし、利用者の皆さんにも一定の費用をご負担いただくことにしています。受益者負担は持続可能で公平な公共交通の実現のためには当然必要な事柄ですが、バスを利用する住民の皆さんに、一定程度ご負担をお願いすることも事実です。

町長、副町長、教育長の3役の特別職については期末手当の引上げを見送られました。近隣市町村を見ると、富田林市、羽曳野市、大阪狭山市など、少なくとも府内15団体に議会の議員の期末手当の引上げを見送っています。本町においても、議会の議員自らが先頭を切って身を切る改革を断行し、住民の負託に伝えていく必要があると考えます。

以上の理由から、今回の議員の期末手当の引上げは実践すべきではないと考えます。

議員提出議案第5号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件については反対であることを表明し、我が会派の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。辻本馨議員。

○8番（辻本 馨君） おはようございます。

それでは、議員提出議案第5号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件について、賛成者を代表して、賛成の立場で討論を行います。

公務員は、憲法15条で全体の奉仕者として規定されており、一部の政治家や特権階級のためにあるものではありません。今回の人勸による給与改定は、月給、一時金ともプラス改定は2年連続です。初任給について、33年ぶりに大卒、高卒ともに1万円超えの上げ幅、若年層だけでなく再任用職員も含む全体の給与カーブ改善で昨年を上回る引上げとなりました。

私たち議員は地方公務員ではありませんから、議員報酬は、本来、人事院勧告に左右されるべきものではありませんが、職員と同時に議員報酬等も改正されることについて

議論することも提案することもなく、また、町当局も議会に問いかけることもなく、職員に準ずる形で議案に上がるという状況に異を唱えたことはありませんでした。

ところが、今回の人事院勧告の扱いについては突然の変更であり、太子町議会は、4度にわたって町当局に対し、これまでどおりの対応を求めてきましたが、決定事項という態度で完全に拒否されました。予算を伴うのに議会が踏み込んでいいのかと確認しましたが、議員報酬は議員が考えるべきだという考えを曲げることなく突っぱねられ、今回の議員提案に至ったという経過があります。いまだに突然の変更の理由が分かりません。報酬審議会が開かれたわけでもありません。身を切る改革が理由だということであれば一部の政党のスローガンでしかなく、これまでのあり方を議会の意見を無視して押し進める理由にはなりません。

とはいえ、改めて、議員報酬のみならず政務活動費等、この間、太子町議会で議論してこなかった点については大いに反省したいと思います。特に町村議会の議員報酬については、かねてから懸案事項にあったこともあり、私たち太子町議会も参加する全国町村議会議長会において、町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会が設置され、全国の町村の議員報酬について検討を重ね、平成30年3月に中間報告、平成31年3月に最終報告。最終報告書では、議員報酬の低さと議員定数の少なさが無投票当選につながることや、議員定数の減少により当選ラインが上昇することも議員の成り手不足の原因であるとの分析結果がまとめられています。

11月29日に開催された第67回町村議会議長全国大会において全会一致で可決された重点要望で、低額な議員報酬の改善として、低額である町村議会の議員報酬を改善するため、町村に対する財政措置の充実等の環境整備を図ることを国に求めています。

また、令和2年9月に総務省が発表した地方議会議員のあり方に関する研究会報告書では、人口減少社会における議会の役割として、今後、経営資源が制約されていく中において、多様化、複雑化する住民ニーズや地域課題に地方公共団体が対応していくためには、国の意思を決定するという重要な機能を担っている議会に対し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論する役割がより一層求められることになると書かれています。

これらの視点で、改めて求められる議会のあり方、報酬等のあり方などを太子町議会として議論するきっかけともなった議員提案での議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件について、賛成の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議員提出議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立8名・反対1名〕

○議長（山田 強君） 起立8名、反対1名。よって、賛成多数でございます。

議員提出議案第5号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件は原案どおり可決することに決しました。

○議長（山田 強君） 日程第2、議案第37号から日程第10、議案第45号まで、日程第11、議案第47号及び日程第12、議案第49号の以上11件を一括議題といたします。

各議案は、去る1日と18日の本会議において各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について、順次、報告を願うことにいたします。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

辻本馨議員。

〔総務まちづくり常任委員長 辻本 馨君 登壇〕

○総務まちづくり常任委員長（辻本 馨君） 総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第37号、太子町と富田林市の間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議については、審議において、広域化後の太子町の消防団について、及び情報の集約化について質疑があり、消防団の事務は引き続き太子町で行い、常備消防の太子分署等との連携については広域化後も大きく変化することはないとのことでした。また、出火等の情報については、現在、富田林市消防本部の指令センターで対応しているものから、新たに整備する大阪南消防組合の指令センターに集約されるとのことでした。

そのほか、広域化後の救急車の到着時間や車両台数、広域化がスケジュールどおり進んでいるのか等についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件は、審議において、議案提出のタイミングを問う質疑があり、条例改正は来年の9月頃まで猶予はあるが、本町としては、すぐ対応できるよう速やかに上程しているとのことでした。

その他、マイナンバーカードの交付率、総点検等についての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により、原案どおり可決することに決しました。

議案第40号、太子町コミュニティバス運行に関する条例中改正の件は、審議において、運賃の無料化、住民の声を聞く場を設けることについて問う質疑があり、近鉄バスが走る路線の運賃については広域の協議会の中で従前の運賃を引き継ぐことになり、コミュニティバスの運賃については太子町の地域公共交通会議で承認を得ており、利用区間によっては料金が下がる場合もある。住民の足を確保するために一定の路線の確保に努めた。今後については、利用状況や住民の声を聞きながら、より本町に相応しい公共交通に向けて取り組んでいくとのことでした。

そのほか、観光利用の促進、定期券の販売所、今後の情報発信等についての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により、原案どおり可決することに決しました。

議案第41号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件は、審議において、条例の提出が一般職の職員だけになった理由を問う質疑があり、特別職については、昨今の経済状況や町の財政状況を踏まえ、少しでも財政支出を抑えるという判断の下、見合わせることであり、議員の期末手当に関しては議員の判断に委ねることとした。一般職については人事院勧告に合わせているとのことでした。

その他、在宅勤務手当、改定後の給料表等についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第45号、令和5年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）は、審議において、工事の対象場所について質疑があり、対象は太子地区の市街化区域内における新築家屋で、下水道取付管を新たに整備するものとのことでした。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第47号、太子町手数料徴収条例中改正の件は、審議において、本籍地の市区町村の窓口以外で取得できるようになること以外のメリットについて問う質疑があり、届

出書に戸籍謄本が必要となる際に戸籍電子証明書提供用識別符号という新しい届出書をつけて出すことができるようになり、手数料は戸籍謄本の場合450円だが、この場合は400円となっており、50円安く取得できるようになっているとのことでした。

そのほか、公布から施行に至るまで期間が空いている理由等についての質疑がありました。

討論において、反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により、原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

〔福祉文教常任委員長 中村直幸君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（中村直幸君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第38号、太子町健康づくり推進条例制定の件については、審議において、条例制定に至った経緯や目的を問う質疑があり、健康づくり推進会議で議論し、令和4年3月に策定した第4次健康太子21の計画に基づいて条例制定に至ったものであり、国では令和6年度より第5次国民健康づくり運動プランが展開されるに当たって、新たな視点として、行政だけではなく多様な主体を巻き込んだ健康づくりの取組を更に進める必要があるとされているとのことでした。本町でも、国の新たな基本方針を受け、多様な主体の連携協働はもとより、健康づくりに関し、本条例に基本理念や町の責務、府などとの協力並びに住民、事業者、関係団体の役割について定めるとともに、健康づくり推進に関する施策の基本的な事項を規定することにより、住民の方が主体的に健康づくりに向けた取組をやっていただくための行動変容を促していきたいと考えているとのことでした。

そのほか、他市町村の条例制定状況、大阪府との連携等についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第43号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、審議において、とくとく健診の案内についての質疑があり、昨年度、集団健診を受けた方に案内を実施し、夏季に受診していない方については冬季にも開催している旨の案内を郵送にて行っている。また、郵送での案内に反応がない方については1月に電話等で受診勧奨を実施する予定としているとのことでした。

そのほか、とくとく健診の申込状況、成人の歯科健診、債務負担行為補正についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第44号、令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、審議において、基金の残高、基金を全額投入すると第9期介護保険料がいくら抑制できるのかを問う質疑があり、基金の残高は1号補正後の予算で約1億5千900万円。この基金を活用し、保険料抑制に充てた場合、システム上の試算ではないが、数百円程度の抑制が可能と見込んでいる。今後、保険給付費が現在の予測よりも増える可能性が高く、保険料の抑制に関しては年明け以降に詰めていきたいとのことでした。

そのほか、介護報酬改定に係る情報の把握状況、要介護認定に要する期間とその要因などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

斧田議員。

〔予算常任委員長 斧田秀明君 登壇〕

○予算常任委員長（斧田秀明君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第42号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第9号）については、審議にお

いて、児童虐待防止事業における専門職の増員理由を問う質疑があり、法律の改正に伴い、新たにサポートプランの作成が令和6年4月から義務化されることにより1名増員の必要が生じた。サポートプランとは支援の必要な子どもに対して必要な支援や今後の見通し、サポートプランの見直し時期などを記したものであり、現時点でのサポートプラン作成対象は約300件を見込んでいるとのことでした。

3世代同居・近居支援補助金の実績を問う質疑があり、令和3年度の住宅取得は8件、リフォーム2件、令和4年度の住宅取得が18件、リフォームが1件。今年度の申請状況は既に予算満額分の申請件数に達しており、住宅開発等での事前相談が15件ほど既に寄せられているため、見込みとして50万円掛ける20件の1千万円を補正予算として計上しているとのことでした。

その他、子ども食堂、小中学校子育て応援緊急給付金、職員の兼務、庁舎の温度設定などについての質疑があり、審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第49号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第10号）については、審議において、ふるさと太子応援基金寄付金事業の補正額の金額設定について質疑があり、当初予算時点では3億円を見込んでいたが、現在、既に約2億円の寄付が寄せられている。昨年度は12月だけで約2億円を超える実績があり、また、総務省発表では、ふるさと納税の市場規模自体が毎年約20%拡大していることもあり、令和4年度の決算額から約20%増を見込んで金額を設定しているとのことでした。

その他、業者への委託料、太子町、河南町、千早赤阪村の共通返礼品、低所得世帯生活支援給付金などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま予算常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、議案第37号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第37号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号、太子町と富田林市との間における消防事務の委託の変更及び廃止に関する協議については、原案どおり可決されました。

次に、議案第38号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第38号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号、太子町健康づくり推進条例制定の件は原案どおり可決されました。

次に、議案第39号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○3番（西田いく子君） 議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

個人情報保護委員会の直近の2021年度の年次報告では、2017年から2021年度の5年間で少なくとも約3万5千人分のマイナンバーに関する情報の紛失、漏えいがあったことが明らかになっています。

政府はマイナンバー制度の利用範囲を税、社会保障、災害の3分野に限定し、「利用できる事務や情報連携は法律で規定している。だから個人情報は安全だ」と言い続けてきましたが、全くの出任せであり、個人情報の紛失、漏えいは既に深刻な事態になって

います。問題があると分かっているから、デジタル庁自身が責任を負わなくてもいいように規約で一切の責任を負わないと責任逃れを用意した上で、情報連携の対象を法規定から外し、法律の改正なしに下位法令で規定するとしており、政府の一存でマイナンバーの情報連携を可能としています。

今回の改正により、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに置き換えられます。国民の大きな不安、強い批判があるのに、なぜ現行の健康保険証を廃止するのでしょうか。短期被保険者証、被保険者資格証明書の仕組みを廃止し、国民皆保険制度の根幹を壊します。更に、マイナ保険証にせよ、創設する資格確認書にせよ、本人からの申請に応じた交付とします。健康保険証は保険診療を受ける資格を示すもので、保険証を被保険者に届けることは国、保険者の責務です。健康保険証の交付を申請方式に変えるということは、国、保険者の責任放棄になります。

病気療養中の70代の男性がマイナカードの電子証明書の5年間の有効期限が切れていたため、本人が病気なので家族が代理で更新手続きをすると、3回も役所に足を運ばなければならなかったそうです。これは、対応した役所の責任ではなく、国の決まりで、代理人の場合、最低3回は行く必要があるとのこと。期限切れのカードは健康保険証としては無効になりますから、病院窓口で医療の全額負担を求められかねません。大きな混乱が起こるのではないのでしょうか。

また、戸籍に記載されている人の氏名の振り仮名を、1年経過した後には本籍地の市町村長が、管轄法務局長等の許可を得て、一般的な読み方で記載することも可能としています。命名権、人格権の侵害につながるのではないのでしょうか。

情報漏えいなど被害に遭うのは私たち国民です。国は一切、責任を負いません。国民の自己責任だとし、怒りの行く当てがなくなった住民から自治体に責任を求められるようなことになってもいいのでしょうか。政府は、現行の保険証の廃止は国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提だと言いながら、このままマイナ保険証を押しつけようとしています。マイナ保険証の利用率は、10月現在ですけれども約4.5%で、6か月連続で減少しているという数字からも国民の不安は払拭されていません。

太子町として、個人情報保護対策は後回しのまま、自治体に責任を押しつけ、保険証を人質に取ってのマイナカード取得の強制はやめるよう国に強く求めることを要望し、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） おはようございます。

議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件について、賛成の立場で討論を行います。

本条例改正は、今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在した中、国が目指すこれからのデジタル社会の基盤として位置づけられたマイナンバー及びマイナンバーカードについて、国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

今回のマイナンバー法改正は、マイナンバーの利用範囲の拡大、より迅速な情報連携を可能とするための見直し、マイナンバーカードの取得、利用に関する利便性の向上等が主な目的で、いずれもデジタル社会の推進には重要なものであり、それに伴う本改正も必要不可欠なものです。

今後も、マイナンバー制度の目的である国民の利便性の向上、公平公正な社会の実現、行政の効率化に必要な業務を着実に推進することを要望して、本件の賛成討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第39号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（山田 強君） 起立7名、反対2名。起立多数でございます。

よって、議案第39号、太子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例中改正の件は原案どおり可決されました。

次に、議案第40号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○3番（西田いく子君） 議案第40号、太子町コミュニティバス運行に関する条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

突然の金剛バス廃止が議会に知らされたのが9月8日、金剛バスの発表が9月11日でした。全国ニュースにもなり、多くの住民の皆さんから、どうなっているのか、これからどうなるのか、この心配の声が上がりました。差し迫った12月21日から、明日からバスを走らせるためには11月20日が申請のタイムリミットと、有無を言わせぬ議会運営をしながら、4市町村の担当部署の職員さんが限られた時間の中で大変な思いをして運行の許可を得て、明日から運行できるところまでこぎ着けました。本当にお疲れさまでした。

路線も何とか、金剛バスの都合でつくられた聖和台循環線以外のバス停は確保できました。太子町の公共交通、バス路線としては概ね今までどおりかとは思いますが、しかし、この間、住民に説明は一切ありませんでした。11月広報ではほとんど目につきませんでした。住民は12月広報で初めて知らされたこととなります。広報に挟まれた時刻表を見た方は、これではさっぱり分からないとおっしゃっておられましたし、後から時刻表の冊子が届いても、やっぱりどういうふうに動いていいのか分からないとおっしゃっておられました。この状態で、明日12月21日からスタートすることに、皆さん、不安はないのでしょうか。2020年6月から今の公共交通になった当初も、住民の皆さんのみならず、バスの運転手さんも間違い、失敗を繰り返していたことを思い起こせば、混乱は避けられないと思います。

公共交通は一体誰のためにあるのか、このことが太子町では後回しにされて今日に至ったことが問題です。住民の声を聞く場を持たなかったために、これでいいのかという不安をつくった担当課にもあるのではないのでしょうか。また、乗り継ぎ補助や高齢者の外出支援策を21日とともに廃止し、一挙に1乗車200円という大幅値上げは住民に冷たい、あんまりな料金だとは思わないのでしょうか。カナちゃんバスは同じ100円で走りますし、千早赤阪村は30円、10円という料金設定をしております。それに比べて太子町の200円は多大な乗車金額だと思います。

昼間、乗り継いで上ノ太子駅まで行こうと思えば400円、往復800円は年金暮らしの高齢者にとって大きな負担になります。また、朝夕、畑から上ノ太子駅まで一直線で行ける直通バスの運賃は200円、それなのに、昼間には乗り継ぐという手間がかかり、所要時間も増えた上に400円、朝夕の倍の運賃になります。普通にどう考えても、

おかしいどころではなく、計算が間違っているのではないかと思います。今すぐにでも料金を再考することを求めます。

何より住民からお金を取り上げることにだけ頭を使うのではなく、補助制度の存続、減免制度の導入など、お考えにはなかったのでしょうか。利用促進とは住民を増やすということではないのでしょうか。利用を促進したいと本気で考えているのならば、せめて年度いっぱい、せめて12月いっぱいだけでも無料で走らせますので、ご迷惑をおかけしましたので、ぜひ、住民の皆さん、乗ってみてください、こう言ってあげればいいのではないのでしょうか。使いながら乗り方を覚えてもらうということで無料で走らせることがあってもいいのではないのでしょうか。そのためのお金が太子町にはないのでしょうか。ないわけではありません。令和4年度決算でも黒字であり、基金を積み増しています。今回の補正予算では、ふるさと応援基金積立金を増額補正までし、基金を運用に回すほどのお金が太子町にはあります。元々、高齢者のおでかけ支援から始まり、全住民が利用できる公共交通へと発展してきたものです。大阪府からはライドシェアや自動運転などの話が聞こえてきますが、先の話をしてもらっても今の住民には何の役にも立ちません。今どうするか、4市町村ともお金がかかることを心配しているのですから、大阪府、大阪府と言うのであるならば、大阪府に公共交通に対する補助金をしっかりつけてくれと言うのが自治体、太子町の仕事ではないのでしょうか。

住民が喜んで利用できる公共交通になることを求めまして、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。斧田議員。

○1番（斧田秀明君） 議案第40号、太子町コミュニティバス運行に関する条例中改正の件について、賛成の立場で意見を述べます。

本条例改正は、金剛バス自動車の運行する路線バス事業が、本日12月20日をもって廃止されることに伴い、12月21日から町が運行するコミュニティバスの運賃料金について改定を行うものです。

本件については、9月に金剛自動車がバス事業の廃止を公表してから僅か4か月余りで運行ルートやダイヤなどを運行計画としてまとめられたものであり、何としても明日12月21日から住民の移動手段をなくしてはならないという強い意思の下、地域公共交通会議での議論並びにこれまでの議会での審議を重ね、今日に至ったものであります。

金剛自動車の路線バス廃止の要因は、大きく運転手不足及び利用者減少による経営状

態の悪化であり、今回、町が新たな地域公共交通として、同社がこれまで運行していた路線の大半を引き継いで運行することとなりますが、町としましても、将来世代への持続可能な公共交通として継続していくためには、料金の改定、並びに現時点での各種補助制度の廃止もやむを得ないものと考えます。また、条例改正の中では、新たに定期券も導入し、バス利用者の利便性の向上に努められており、今回の内容は、太子町地域公共交通会議で運行計画として議論され、賛成多数で合意された内容であり、その結果については尊重されるべきものです。

まずは、明日12月21日から新たな地域公共交通として運行させ、その上で、住民や利用者の意見などを聞きながら、より良い公共交通としていくものと期待し、賛成の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第40号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（山田 強君） 起立7名、反対2名。起立多数でございます。

よって、議案第40号、太子町コミュニティバス運行に関する条例中改正の件は原案どおり可決されました。

次に、議案第41号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第41号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件は原案どおり可決されました。

次に、議案第42号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第42号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第9号）は原案どおり可決されました。

次に、議案第43号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第43号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案どおり可決されました。

次に、議案第44号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第44号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号、令和5年度太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決されました。

次に、議案第45号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第45号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号、令和5年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

次に、議案第47号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○3番（西田いく子君） 議案第47号、太子町手数料徴収条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

今回の手数料徴収条例中改正は、法務省の戸籍副本データ管理システムを利用した新たな証明書の発行事務について定めるもので、主な内容は、戸籍・除斥謄本等の広域交付、戸籍・除斥電子証明書提供用識別符号の発行、届出書等情報内容証明書の交付等となっています。

2019年に成立した戸籍法の一部を改正する法律は、その要点として、行政手続きにおける戸籍謄抄本の添付省略、戸籍の届出における戸籍謄抄本の届け、添付省略、本籍地以外での戸籍抄本・謄本の発行となっています。

各種の社会保障手続きの際、マイナンバーを利用することにより、窓口機関において親子関係や婚姻関係等を確認することが可能となるため、従来、これらの手続きで提出が必要だった戸籍謄抄本の添付が省略できるとしています。

法務省は、今回の法改正で本籍地以外の行政機関でも戸籍情報にアクセス可能となることから、個人情報の保護の必要性が高まるとしています。そのため、法制上の保護措置を取り、システムの設計等の秘密保持義務や不正提供をした場合の罰則を設ける、マイナンバー法においても所要の保護措置を設けるとしていますが、情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすく、情報漏えいを100%防ぐ完全なシステム構築は不可能です。一度漏れた情報は流通、売買され、取り返しがつきません。

今回の事務手数料の改定に関わる戸籍事務ではマイナンバーそのものの利用はしないとしていますが、戸籍法の改正でマイナンバー制度への参加を柱にした制度設計を行い、マイナンバーの利用を更に広げることは大問題です。行政手続における特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバー制度は徴税強化と社会保障給付抑制を目的に国が国民の情報を厳格に掌握することを狙った仕組みです。個人情報マイナンバー制度によって一元的に管理され、利用されることは、行政事務にとっては効率性が高まりますが、マイナンバーカードの利用を国民生活の様々な分野に拡大することは憲法の人権保障に関わる個人情報の収集や国家による一元管理の危険が指摘されており、今回の改正について、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） 議案第47号、太子町手数料徴収条例中改正の件について、賛成の立場で討論を行います。

本議案は、国において国民の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、本籍地の市区町村以外の窓口で戸籍証明書等の発行をする広域交付や戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行の制度を設け、その取得の効率化を図るため、戸籍法の改正がされたことに伴い、条例改正を行う内容となっています。

証明等発行手数料は、特定の者に提供される事務について、その対価として手数料を徴収する必要があることから、本改正は適切なものであると考えます。今後も国民の利便性向上、行政運営の効率化、公平公正な社会の実現に必要な業務を着実に推進することを要望して、本件の賛成討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第47号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（山田 強君） 起立7名、反対2名。起立多数でございます。

よって、議案第47号、太子町手数料徴収条例中改正の件は原案どおり可決されました。

次に、議案第49号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第49号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第10号）は原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第13、議案第46号、太子町立公民館解体撤去工事変更請負契約締結の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 議案第46号、太子町立公民館解体撤去工事変更請負契約締結の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和5年9月定例会においてご議決を賜りました太子町立公民館解体撤去工事請負契約の一部を変更する契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号、及び太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の内容につきましては、令和3年4月から施工者に義務づけられているアスベストの事前調査により、当初、設計時に確認しておりました箇所に加え、新たに壁のクロス528.9平方メートルと床のタイルカーペット474.46平方メートルの接着剤にアスベストが含まれていることが確認されたことにより、新たなアスベスト除去工事を追加する必要があるため工事請負契約の変更をするものでございます。

契約金額につきましては、変更前が4千649万9千200円、変更後の契約金額5千969万9千200円、現契約金額に1千320万円を増額または追加するものでございます。

なお、併せて工期につきましても令和6年2月29日から1か月延長しまして3月2

8日までに変更するものとなってございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第46号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号、太子町立公民館解体撤去工事変更請負契約締結の件は原案とおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第14、議案第48号、太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第48号、太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の

一部を改正する法律の施行により、令和6年1月から出産される被保険者の産前産後期間に係る保険料の免除措置が開始されることに伴い、本年9月の第3回定例会にて国民健康保険条例に必要な改正を行ったところ、その後において改正内容に誤りがあることが判明したことから、国民健康保険条例の一部を改正する条例の誤りを正すために必要な改正を行うものでございます。

なお、免除の対象者や期間等の制度内容に変更はございません。

改正の内容でございます。議案書の4枚目、新旧対照表をお願いいたします。

まず、第17条は、賦課期日後に納付義務の発生、消滅または被保険者の異動があった場合として、年度途中で転入や転出、社会保険加入または退職などにより、新たに本町の国民健康保険被保険者の資格を取得し、または喪失した場合の保険料の月割り減額についての規定となっており、産前産後保険料免除制度の創設に伴い、その保険料の免除額について、月割り減額に反映させるために必要な改正のほか、文言の整理を行っております。

次の頁をお願いいたします。

第20条の5は、出産被保険者の保険料の減額として、今回の産前産後保険料免除制度の創設のために新たに設けたもので、出産される被保険者に対する介護納付金賦課額に関する減額規定の誤りを正すための改正などを行っております。

最後に、議案書の3枚目の附則でございます。

本条例の施行期日については公布の日から施行することといたしております。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第48号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第48号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号、太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例中改正の件は原案どおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第15、議案第50号、太子町教育委員会委員の任命について同意を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第50号、太子町教育委員会委員の任命について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

この度、太子町教育委員会委員の仲堅正幸委員が令和5年12月31日をもって任期満了となります。つきましては、今回、新たに池田利子氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞよろしくご同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第50号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員会付託を省略いたします。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第50号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号、太子町教育委員会委員の任命について同意を求める件は原案どおり同意されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第16、選挙第4号、大阪南消防組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（事務局職員 議場閉鎖）

○議長（山田 強君） ただいまの出席議員数は10人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、辻本馨議員と9番、中村議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

（事務局職員 投票用紙配布）

○議長（山田 強君） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（事務局長 投票箱点検）

○議長（山田 強君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

なお、白票は無効票として取り扱います。

(各議員 投票用紙記載)

○議長(山田 強君) ただいまから投票を行います。

事務局長から議席番号と名前を呼び上げますので、順次、投票をお願いします。

(事務局長 点呼)

(各議員 順次投票)

○議長(山田 強君) 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(山田 強君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

辻本馨議員と中村議員に開票の立会いをお願いいたします。

(事務局職員 開票)

○議長(山田 強君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票9票、無効投票1票。

有効投票のうち、3番、西田議員、5票、6番、村井議員、4票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、西田議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(事務局職員 議場開場)

○議長(山田 強君) ただいま当選されました西田議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

○議長(山田 強君) 日程第17、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、観光拠点整備特別委員長及び地域公共交通対策特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了し、令和5年第4回定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉会に先立ち、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和5年第4回定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

去る12月1日に開会以来、議員の皆様におかれましては、本会議並びに委員会におきまして慎重なご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおりご議決、ご同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきましたご意見等を十分に踏まえながら町政運営を進めてまいりたいと考えております。また、物価高騰対策に伴う低所得世帯への生活支援につきましても、速やかに給付できるよう準備を進めてまいりますので、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、師走を迎え、本年も残すところ僅かとなりましたが、この1年を振り返ってみて、日々の生活に関する明るい話題と申しますと、やはり新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類移行だと思えます。開会のご挨拶でも申し上げましたが、この1年は町を代表するイベントが感染症対策の制限のない形で開催され、コロナ禍前のように多くの住民の皆様の笑顔に触れることができました。そして、そういった機会を通じ、コロナ禍前には当たり前だった日常のありがたさや人との触れ合いやつながりの大切さと、それらを守っていく町長としての重責を改めて実感したところでございます。

新型コロナウイルス感染症は今もお完全に収束していないものの、3年以上に及ぶ新型コロナとの戦いは1つの区切りを迎え、ポストコロナの段階に入ったと考えております。振り返りますと、私の町長就任直後より新型コロナウイルスの感染予防対策はじめ国の特別定額給付金の支給、万葉ホールでのワクチンの集団接種、太子町に見合った経済対策など延べ100以上のコロナ対策事業に職員が一丸となって取り組んでまいりまし

た。また、今年の5月以降は金剛バス路線廃止後の代替交通の構築が急務となり、今日に至るまで、それらの対応に、ある意味、追われる日々でありました。

一方で、そのような中であっても、生涯学習センター太子の森の当初予定よりの前倒しでのオープン、聖徳太子没後1400年事業の実施、公民連携及びふるさと納税事業等の自主財源の確保、学校園におきましては給食費の完全無償化や幼小中一貫教育の取組、道の駅近つ飛鳥の里・太子の活性化、住民票等のコンビニ交付などの行政サービスのデジタル化を行い、また、来年4月からの消防の広域化に向けて取り組むなど、課題を先送りすることなく、活気あふれる子育てしやすいまちを目指し、自らが先頭に立って施策を前に進めてこられたと自負をしております。

町長としての残された任期は4か月を切る中、今後、人口減少、少子高齢化社会は避けることはできないものの、そこにどう対処していくのか、将来世代に負担を強いることのない財政の運営などといった課題の解決、そして、太子町の更なる発展と私のスローガンである「笑顔あふれる太子町に！」を実現するため、来期についても引き続き町政のかじ取りを担わせていただきたいという強い思いに至りました。

そして、まずは地域公共交通を本町にふさわしい持続可能なものに上げていくこと、ふるさと納税など公民連携を更に進めること、スタートした幼小中一貫教育を軌道に乗せることなど、これまでコロナ禍で制限があった分、一層、ギアを上げて取り組み、更に町の将来の在り方についても議論を深めていきたいと考えております。

さて、明日21日からは新たな公共交通がスタートいたします。住民の皆様には、運行開始当初は戸惑いもあるかと思いますが、引き続き丁寧に周知を行い、一人でも多くの方にご利用いただければと思っております。そして、金剛バスにおかれましては、100年近く地域の住民の足として親しまれてまいりましたが、本日が運行最終日となります。長年のご苦勞に対しまして、改めて感謝を申し上げます。

最後に、心せわしい年の暮れを迎え、何かとご多用とは存じますが、議員の皆様には、時節柄、一層ご自愛の上、健やかなる新年をお迎えになられますことと、また、新年が太子町全ての皆様にとって良き年となりますようご祈念申し上げますとともに、来る年も私をはじめ職員一同、よろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（山田 強君） 去る12月1日に開会して以来、本日までの20日間、提出されました議案につきまして慎重にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、本会議、あるいは委員会における各議員からの指摘並びに意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

それでは、これもちまして、令和5年第4回太子町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでした。これにて散会いたします。

(午前10時57分 閉会)

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長 山 田 強

太子町議会議員 村 井 浩 二

太子町議会議員 辻 本 博 之